

第 3 編 關係法令等

下水道法（抄）

（昭和33年4月24日）
法律第79号

最近改正 平成17年6月22日法律第70号

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第1章の2	流域別下水道整備総合計画（第2条の2）
第2章	公共下水道（第3条－第25条）
第2章の2	流域下水道（第25条の2－第25条の10）（省略）
第3章	都市下水路（第26条－第31条）（省略）
第4章	雑則（第31条の2－第44条）
第5章	罰則（第45条－第51条）
附則	

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- 下水道 下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（屎尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう。
- 公共下水道 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。
- 流域下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

- イ 専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの
- ロ 公共下水道（終末処理場を有するものに限る。）により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調整するための施設を有するもの
- (5) 都市下水路 主として市街地における下水を排除するために地方公共団体が管理している下水道（公共下水道及び流域下水道を除く。）で、その規模が政令で定める規模以上のものであり、かつ、当該地方公共団体が第27条の規定により指定したものをいう。
- (6) 終末処理場 下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- (7) 排水区域 公共下水道により下水を排除することができる地域で、第9条第1項の規定により公示された区域をいう。
- (8) 処理区域 排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された区域をいう。

第1章の2 流域別下水道整備総合計画

第2条の2 都道府県は、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づき水質の汚濁に係る環境上の条件について生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「水質環境基準」という。）が定められた河川その他の公共の水域又は海域で政令で定める要件に該当するものについて、その環境上の条件を当該水質環境基準に達せしめるため、それぞれの公共の水域又は海域ごとに、下水道の整備に関する総合的な基本計画（以下「流域別下水道整備総合計画」という。）を定めなければならない。

2 流域別下水道整備総合計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 下水道の整備に関する基本方針
- (2) 下水道により下水を排除し、及び処理すべき区域に関する事項
- (3) 前号の区域に係る下水道の根幹的施設の配置、構造及び能力に関する事項
- (4) 第2号の区域に係る下水道の整備事業の実施の順位に関する事項
- (5) 前項の公共の水域又は海域でその水質を保全するため当該水域又は海域に排出される下水の窒素含有量又は^{りん}含有量を削減する必要があるものとして政令で定める要件に該当するものについて定められる流域別下水道整備総合計画にあっては、第2号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は^{りん}含有量についての当該終末処理場ごとの削減目標量（以下単に「削減目標量」という。）及び削減方法に関する事項

- 3 流域別下水道整備総合計画は、次に掲げる事項を勘案して定めなければならない。
 - (1) 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件
 - (2) 当該地域における土地利用の見通し
 - (3) 当該公共の水域に係る水の利用の見通し
 - (4) 当該地域における汚水の量及び水質の見通し
 - (5) 下水の放流先の状況
 - (6) 下水道の整備に関する費用効果分析
- 4 流域別下水道整備総合計画において削減目標量が定められた終末処理場（以下「特定終末処理場」という。）で放流する下水の窒素含有量又は^{りん}含有量に係る水質を政令で定める基準に適合させることができる構造のもの（以下「高度処理終末処理場」という。）を管理する地方公共団体は、当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は^{りん}含有量を削減する場合には、その削減目標量を超えて削減する窒素含有量又は^{りん}含有量のうち一定量のものについては、他の地方公共団体のため、当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ第2項第2号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして削減するものである旨を、あらかじめ当該他の地方公共団体の同意を得て、国土交通省令で定めるところにより都道府県に対し、申し出ることができる。
- 5 前項の規定による申出を受けた都道府県は、第2項第5号に掲げる事項に、当該申出に係る窒素含有量又は^{りん}含有量の削減方法、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額及び当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項を記載することができる。
- 6 都道府県は、第1項の規定により流域別下水道整備総合計画（次項に規定するものを除く。）を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 7 都道府県は、第1項の規定により2以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は2以上の都府県の区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係都府県及び関係市町村の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。
- 8 国土交通大臣は、前項の同意をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 9 都道府県は、第1項の水質環境基準が改定された場合、第3項各号に掲げる事項に変更を生じた場合その他の場合において流域別下水道整備総合計画を変更する必要があるときは、遅滞なく、当該流域別下水道整備総合計画を変更しなければならない。この場合においては、第2項から前項までの規定を準用する。

第2章 公共下水道

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者（以下「公共下水道管理者」という。）は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣（政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事。第6条において同じ。）の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更（政令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ、保健衛生上の観点からする環境大臣の意見をきかなければならない。

(事業計画に定めるべき事項)

第5条 前条第1項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに予定処理区域
- (2) 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置
- (3) 終末処理場以外の処理施設（これを補完する施設を含む。）を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- (4) 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他その記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(認可基準)

第6条 国土交通大臣は、第4条第1項の認可をしようとするときは、事業計画が次の基準に適合しているかどうかを審査して、これをしなければならない。

- (1) 公共下水道の配置及び能力が当該地域における降水量、人口その他の下水の量及び水質（水温その他の水の状態を含む。以下同じ。）に影響を及ぼすおそれのある要因、地形及び土地の用途並びに下水の放流先の状況を考慮して適切に定められていること。
- (2) 公共下水道の構造が次条の技術上の基準に適合していること。
- (3) 予定処理区域が排水施設及び終末処理場の配置及び能力に相応していること。
- (4) 流域下水道に接続する公共下水道（以下「流域関連公共下水道」という。）に係るものにあつては、流域下水道の事業計画に適合していること。
- (5) 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合には、これに適合していること。
- (6) 当該地域に関し都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により都市計画が定め

られている場合又は同法第59条の規定により都市計画事業の認可若しくは承認がされている場合には、公共下水道の配置及び工事の時期がその都市計画又は都市計画事業に適合していること。

(構造の基準)

第7条 公共下水道の構造は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(放流水の水質の基準)

第8条 公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流される水（以下「公共下水道からの放流水」という。）の水質は、政令で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。

(供用開始の公示等)

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。

(排水設備の設置等)

第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従って、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
- (2) 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
- (3) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者

2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第3号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。

3 第1項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない。

(排水に関する受忍義務等)

第11条 前条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ下水を公共下水道に流入させることが困難であるときは、他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することができる。この場合においては、他人の土地又は排水設備にとって最も損害の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

2 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

3 第1項の規定により他人の土地に排水設備を設置することができる者又は前条第2項の規定により当該排水設備の維持をしなければならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使用することができる。この場合においては、あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 前項の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(使用の開始等の届出)

第11条の2 継続して政令で定める量又は水質の下水を排除して公共下水道を使用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該下水の量又は水質及び使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。その届出に係る下水の量又は水質を変更しようとするときも、同様とする。

2 継続して下水を排除して公共下水道を使用しようとする水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設又はダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設（以下単に「特定施設」という。）の設置者は、前項の規定により届出をする場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、使用開始の時期を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しなければならない。

2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用しない。

3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由がある

と認められる場合は、この限りでない。

- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融通を行なう場合には、これに必要な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

(除害施設の設置等)

第12条 公共下水道管理者は、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して排除して公共下水道を使用する者に対し、政令で定める基準に従い、条例で、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- 2 前項の条例は、公共下水道又は流域下水道の機能及び構造を保全するために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第12条の2 特定施設（政令で定めるものを除く。第12条の12、第18条の2及び第39条の2を除き、以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第12条の5、第12条の9、第12条の11第1項及び第37条の2において同じ。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

- 2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水（以下「流域下水道からの放流水」という。）の水質を第8条（第25条の10において準用する場合を含む。第4項（第12条の11第2項において準用する場合を含む。）及び第13条第1項において同じ。）の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。
- 3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。
- 4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に

不当な義務を課することとならないものでなければならない。

- 5 第3項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。
- 6 第1項及び前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となった日から6月間（当該施設が政令で定める施設である場合にあっては、1年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第1項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

（特定施設の設置等の届出）

第12条の3 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- (7) 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）で当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するのは、当該施設が特定施設となった日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前2項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなったときは、その日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

（特定施設の構造等の変更の届出）

第12条の4 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第4号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公

共下水道管理者に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第12条の5 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は前条の規定による届出があった場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第12条の2第1項の政令で定める基準又は同条第3項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第12条の3第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第12条の6 第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第12条の3第1項又は第12条の4の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第12条の7 第12条の3の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(承継)

第12条の8 第12条の3の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第12条の3の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第12条の3の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(事故時の措置)

第12条の9 特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油として政令で定めるものを含む下水が当該特定事業場から排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、政令で定める場合を除き、直ちに、引き続く当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかに、その事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出なければならない。

い。

- 2 公共下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(流域下水道管理者への通知)

第12条の10 流域関連公共下水道の管理者は、第12条の3、第12条の4、第12条の7又は第12条の8第3項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第12条の5の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道(第2条第4号ロに該当する流域下水道(以下「雨水流域下水道」という。))を除く。次項において同じ。)の管理者に通知しなければならない。

- 2 流域関連公共下水道の管理者は、前条第1項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、同条第2項の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、速やかに、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

(除害施設の設置等)

第12条の11 公共下水道管理者は、継続して次に掲げる下水(第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない旨を定めることができる。

- (1) その水質が第12条の2第2項の政令で定める物質に関し政令で定める基準に適合しない下水
- (2) その水質(第12条の2第2項の政令で定める物質に係るものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

- 2 第12条の2第4項の規定は、前項の条例について準用する。

(水質の測定義務等)

第12条の12 継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道を使用する特定施設の設置者は、国土交通省令で定めるところにより、当該下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(使用制限)

第14条 公共下水道管理者は、公共下水道に関する工事を施行する場合、第25条の7第2項の規定による通知を受けた場合その他やむを得ない理由がある場合には、排水区域の全部又は一部の区域を指定して、当該公共下水道の使用を一時制限することができる。

- 2 公共下水道管理者は、前項の規定により公共下水道の使用を制限しようとするときは、使用を制限しようとする区域及び期間並びに時間制限をする場合にあってはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講じなければならない。

(兼用工作物の工事)

第15条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設が道路、堤防その他の公共の用に供する施設又は工作物（以下これらを「他の工作物」という。）の効用を兼ねるときは、当該他の工作物の管理者との協議により、その者に当該公共下水道の施設に関する工事を施行させ、又は当該公共下水道の施設を維持させることができる。

(公共下水道管理者以外の者の行う工事等)

第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で政令で定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(兼用工作物の費用)

第17条 公共下水道の施設が他の工作物の効用を兼ねるときは、当該公共下水道の施設の管理に要する費用の負担については、公共下水道管理者と当該他の工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

(損傷負担金)

第18条 公共下水道管理者は、公共下水道の施設を損傷した行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(汚濁原因者負担金)

第18条の2 公共下水道管理者は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第62条第1項の規定により特定賦課金を徴収された場合においては、政令で定めるところにより、当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質を当該公共下水道に排除した特定施設の設置者（過去の設置者を含む。）に当該特定賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

(工事負担金)

第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となったときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

(放流水の水質検査等)

第21条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、公共下水道からの放流水の水質検査を行い、その結果を記録しておかなければならない。

2 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより、終末処理場の維持管理をしなければならない。

(発生汚泥等の処理)

第21条の2 公共下水道管理者は、汚水ます、終末処理場その他の公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい積物その他の政令で定めるもの（次項において「発生汚泥等」という。）については、公共下水道の施設の円滑な維持管理を図るため、政令で定める基準に従い、適切に処理するほか、有毒物質の拡散を防止するため、政令で定める基準に従い、適正に処理しなければならない。

2 公共下水道管理者は、発生汚泥等の処理に当たっては、脱水、焼却、再生利用等によりその減量に努めなければならない。

(設計者等の資格)

第22条 公共下水道管理者は、公共下水道を設置し、又は改築する場合（政令で定める場合を除く。）においては、その設計（その者の責任において設計図書を作成することをいう。）又はその工事の監督管理（その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかどうかを確認することをいう。）については、政令で定める資格を有する者以外の者に行わせてはならない。

- 2 公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせてはならない。

(公共下水道台帳)

第23条 公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳（以下「公共下水道台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 公共下水道台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道台帳の閲覧を求められた場合においては、これを拒むことができない。

(行為の制限等)

第24条 次に掲げる行為（政令で定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

- (1) 公共下水道の排水施設の開渠^{きよ}である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること（第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。）。)
- (2) 公共下水道の排水施設の開渠^{きよ}である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。
- (3) 公共下水道の排水施設の暗渠^{あんきよ}である構造の部分に固着して排水施設を設けること（第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。）。)
- 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。
- 3 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠^{あんきよ}である構造の部分には、排水施設を固着して設ける場合、あらかじめ他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議して共用の暗渠^{あんきよ}を設ける場合及び国、地方公共団体、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して設ける場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

(条例で規定する事項)

第25条 この法律又はこの法律に基く命令で定めるもののほか、公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める。

第2章の2 流域下水道（第25条の2－第25条の10）（省略）

第3章 都市下水路（第26条－第31条）（省略）

第4章 雑則

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(窒素含有量又は^{リン}含有量の削減に係る負担金)

第31条の3 第2条の2第5項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の一部を他の地方公共団体に負担させることができる。

(他人の土地の立入又は一時使用)

第32条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があった場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

6 第1項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第1項の規定による立入又は一時使用によって損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

9 前項の規定による損失の補償については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の協議が成立しないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、自己の見積った金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から30日以内に収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。

（許可又は承認の条件）

第33条 この法律の規定による許可又は承認には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助）

第34条 国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

（公共下水道及び流域下水道に関する資金の融通）

第35条 国は、公共下水道又は流域下水道の設置又は改築を行なう地方公共団体に対し、これに必要な資金の融通に努めるものとする。

（国有地の無償貸付等）

第36条 普通財産である国有地は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の用に供する場合には、国有財産法（昭和23年法律第73号）第22条又は第28条の規定にかかわらず、当該公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者である地方公共団体に無償で貸し付け、又は譲与することができる。

（国土交通大臣又は環境大臣の指示）

第37条 国土交通大臣（政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事）は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に対し、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の工事又は維持管理に関して必要な指示をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により都道府県知事が指示をするべき下水道については、都道府県知事に対し、必要な指示をするべきことを指示することができる。

3 環境大臣（政令で定める下水道に係るものにあつては、都道府県知事）は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため緊急の必要があると認めるときは、公共下水道管理者又は流域下水道管理者に対し、終末処理場の維持管理に

関して必要な指示をすることができる。

(改善命令等)

第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める基準又は第12条の2第3項（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

(公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者の監督処分等)

第38条 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この法律の規定によってした許可若しくは承認を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) この法律（第11条の3第1項及び第12条の9第1項（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者
- (2) この法律の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により、この法律の規定による許可又は承認を受けた者

2 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この法律の規定による許可又は承認を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の保全上又は一般の利用上著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水

路管理者又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公示しなければならない。

4 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 第32条第9項及び第10項の規定は、前項の補償について準用する。

6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第4項の規定による補償の原因となった損失が第2項第3号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。

(報告の徴収)

第39条 国土交通大臣（政令で定める場合にあつては、都道府県知事）は、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者から必要な報告を徴することができる。

2 環境大臣（政令で定める場合にあつては、都道府県知事）は、終末処理場の維持管理に関し、この法律を施行するため必要な限度において、公共下水道管理者又は流域下水道管理者から必要な報告を徴することができる。

第39条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を適正に管理するため必要な限度において、継続して政令で定める水質の下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する者で政令で定めるもの及び継続して下水を排除して公共下水道又は流域下水道を使用する特定施設の設置者から、その下水を排除する事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告を徴することができる。

(権限の委任)

第40条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(国等の特例)

第41条 国又は地方公共団体が第24条第1項又は第29条第1項に規定する行為をしようとするときは、これらの規定にかかわらず、公共下水道管理者又は都市下水路管理者とあらかじめ協議することをもって足りる。

(特別区に関する読替)

第42条 特別区の存する区域においては、この法律の規定（第25条の2第2項、第25条の3第2項及び第31条の2の規定を除く。）中「市町村」とあるのは、「都」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別区は、都と協議して、主として当該特別区の住民の用に供する下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うものとする。

(異議申立てに対して決定をすべき期間)

第43条 この法律の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者がし

た処分についての異議申立てに対する決定は、異議申立てを受理した日から30日以内にしなければならない。

(経過措置)

第44条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第5章 罰則

第45条 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を損壊し、その他公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 みだりに公共下水道、流域下水道又は都市下水路の施設を操作し、よって下水の排除を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 第12条の5（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）若しくは第37条の2の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第38条第1項若しくは第2項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第46条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条の2第1項又は第5項（第25条の10第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反した者

(2) 第12条の9第2項（第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

2 過失により前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮又は20万円以下の罰金に処する。

第47条 第32条第7項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第47条の2 第12条の3第1項又は第12条の4（第25条の10第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第48条 第11条の3第3項又は第4項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の2又は第12条の3第2項若しくは第3項（第25条10第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条の6第1項（第25条10第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

- (3) 第12条の12(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- (4) 第13条第1項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 第39条の2の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第46条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第51条 第12条の7又は第12条の8第3項(第25条の10第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

(抄) 附則(平成17年6月22日法律第70号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(流域別下水道整備総合計画に関する経過措置)

第2条 この法律の施行の日以後この法律による改正後の下水道法(以下「新法」という。)第2条の2第1項の規定に基づき新法第2条の2第2項第5号の公共の水域又は海域ごとに流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間においては、この法律の施工の際現にこの法律による改正前の下水道法第2条の2第1項の規定に基づき当該公共の水域又は海域について定められている流域別下水道整備総合計画を新法第2条の2第1項の規定に基づき定められた流域別下水道整備総合計画とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第3条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法第12条の10の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

下水道法施行令(抄)

昭和34年4月22日

政令第147号

最近改正 平成18年11月10日政令第354号

第1条、第2条、第2条の2及び第2条の3(省略)

(事業計画の決定及び変更)

第3条 公共下水道管理者は、法第4条第1項の規定により、事業計画を定め、又は認可を受けた事業計画の変更(第5条の軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、その決定又は変更に係る予定処理区域又は工事の着手若しくは完成の予定年月日を公示して、これらの事項に関し利害関係人に意見を申し出る機会を与えなければならない。

(公共下水道に係る事業計画の認可の申請)

第4条 公共下水道管理者は、法第4条第1項の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類)及び次の各号に掲げる事項(事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更に係るものに限る。)を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣(次条に規定する事業計画にあつては、都道府県知事)に提出しなければならない。この場合において、市町村が国土交通大臣に申請書を提出するときは、都道府県知事を経由しなければならない。

- (1) 予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途
- (2) 計画下水量及びその算出の根拠
- (3) 公共下水道からの放流水及び処理施設において処理すべき、又は流域関連公共下水道から流域下水道に流入する下水の予定水質並びにその推定の根拠
- (4) 下水の放流先の状況
- (5) 毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源

(都道府県知事が認可する事業計画)

第4条の2 法第4条第1項に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

- (1) 都道府県以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画のうち、次に掲げるもの
イ 予定処理区域(予定処理区域を拡張する変更に係るものにあつては、変更後の予定処理区域)の面積が100ヘクタール以下の公共下水道の事業計画
ロ 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道の事業計画
ハ 次条第2号(処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。)、第3号又は第5号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19

第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画

（認可を要しない事業計画の軽微な変更）

第5条 法第4条第1項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

- (1) 予定処理区域の変更
- (2) 公共下水道からの放流水の吐口で国土交通省令で定める主要な管渠、処理施設及び国土交通省令で定めるポンプ施設に係るものの配置の変更
- (3) 国土交通省令で定める主要な管渠（これを補完する貯留施設を含む。）の配置、構造又は能力の変更。ただし、同一の建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内における位置の変更を除く。
- (4) 処理施設（これを補完する施設を含む。）の新設又は配置若しくは下水の処理能力の変更
- (5) ポンプ施設の新設又は配置若しくは能力の変更
- (6) 工事の着手又は完成の予定年月日の同一会計年度外にわたる変更

（環境大臣の意見を聴くことを要しない場合）

第5条の2 法第4条第2項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定処理区域の面積が100ヘクタール以下の公共下水道に係る認可（予定処理区域の拡張に係る事業計画の変更の認可にあつては、変更後の予定処理区域の面積が100ヘクタールを超える場合を除く。）をしようとする場合
- (2) 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道に係る認可をしようとする場合
- (3) 終末処理場の配置又は下水の処理能力の変更を伴わない事業計画の変更に係る認可をしようとする場合

（公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準）

第5条の3 法第7条（法第25条の10において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第5条の7までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第5条の4 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第5条の6において同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。

- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）にあつては、覆い又はさくの設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

（排水施設の構造の技術上の基準）

第5条の5 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配^{こう}が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) またす又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。
- (6) 雨水吐（合流式の公共下水道又は流域下水道の排水施設で雨水の影響が大きい時に下水の一部を河川その他の公共の水域又は海域に放流するものをいう。以下同じ。）の構造は、次に掲げるところによること。

イ 雨水の影響が大きい時においては当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に下水を放流しないように、及び雨水の影響が大きい時においては第6条第2項に規定する放流水の水質の技術上の基準に適合させるため当該雨水吐から河川その他の公共の水域又は海域に放流する下水の量を減ずるように、適切な高さの堰の設置その他の措置が講ぜられていること。

ロ 雨水吐からのきよう雑物の流出を最小限度のものとするように、スクリーンの設置その他の措置が講ぜられていること。

- (7) 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

（処理施設の構造の技術上の基準）

第5条の6 第5条の4に定めるもののほか、処理施設（終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。）の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 水処理施設（汚泥以外の下水を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる放流水の水質の技術上の基準に適合するよう下水を処理する性能を有する構造とすること。
- (3) 前号に定めるもののほか、水処理施設は、次の表に掲げる計画放流水質の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる方法（当該方法と同程度以上に下水を処理することができる方法を含む。）により下水を処理する構造とすること。

計画放流水質			方法
生物化学的酸素要求量（単位1リットルにつき5日間にミリグラム）	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	リン含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	
10以下	10以下	0.5以下	嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
		0.5を越え1以下	嫌気無酸素好気法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
		1を越え3以下	嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物及び凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法

	/	嫌気無酸素好気法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（有機物を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
10 を越え 20 以下	1 以下	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
	1 を越え 3 以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
	/	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は循環式硝化脱窒法に急速濾過法を併用する方法
/	1 以下	嫌気無酸素好気法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）に急速濾過法を併用する方法
	1 を越え 3 以下	嫌気無酸素好気法に急速濾過法を併用する方法又は嫌気好気活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法
	/	標準活性汚泥法に急速濾過法を併用する方法

10を越え 15以下	20以下	3以下	嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法（凝集剤を添加して処理するものに限る。）
			嫌気無酸素好気法又は循環式硝化脱窒法
		3以下	嫌気無酸素好気法又は嫌気好気活性汚泥法
			標準活性汚泥法

(4) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

2 前項第3号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は^{りん}含有量に係る水質であって、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

（適用除外）

第5条の7 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

（放流水の水質の技術上の基準）

第6条 法第8条（法第25条の10において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道からの放流水の水質の技術上の基準は、雨水の影響の少ない時において、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める数値とする。この場合において、当該数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5.8以上8.6以下
- (2) 大腸菌群数 1立方センチメートルにつき3,000個以下
- (3) 浮遊物質量 1リットルにつき40ミリグラム以下
- (4) 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び^{りん}含有量 第5条の6第2項に規定する計画放流水質に適合する数値

2 前項に定めるもののほか、合流式の公共下水道（流域関連公共下水道を除く。）からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水の水質についての法第8条に規定する政令で定める技術上の基準は、国土交通省令・環境省令で定める降雨による雨水の影響が大きい時において、合流式の公共下水道（流域関連公

共下水道を除く。)の各吐口又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道の各吐口からの放流水に含まれる生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量の総量を、当該各吐口からの放流水の総量で除した数値が、1リットルにつき5日間に40ミリグラム以下であることとする。この場合において、これらの総量は、国土交通省令・環境省令で定める方法により測定し、又は推計した場合における総量とする。

3 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により、第1項各号に掲げる項目について同項各号に定める基準より厳しい排水基準が定められ、又は同項各号に掲げる項目以外の項目についても排水基準が定められている放流水については、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該項目に係る水質の基準とする。

4 前3項の規定によるもののほか、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第8条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例により、同条第1項の排出基準のうち同法第2条第4項に規定する排出水に係るもの（以下「水質排出基準」という。）が定められている放流水については、その水質排出基準を同条第1項に規定するダイオキシン類（以下単に「ダイオキシン類」という。）の量に係る水質の基準とする。

（排水設備の設置を要しない場合）

第7条 法第10条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第8条第1号の規定により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。

（排水設備の設置及び構造の技術上の基準）

第8条 法第10条第3項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の1以上とすること。
- (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事と。
- (7) 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又は

ガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

(8) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。

イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所

(9) ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

(10) ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが15センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること

(11) 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。

（使用開始等の届出を要する下水の量又は水質）

第8条の2 法第11条の2第1項（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する1日における当該汚水の量50立方メートル以上とし、法第11条の2第1項に規定する政令で定める水質は、次条第1項第4号に該当する水質又は第9条の10若しくは第9条の11第1項第3号若しくは第6号若しくは第2項第1号、第2号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第3号から第5号までに定める基準（法第12条の11第1項第2号（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。次項、第9条の11第1項並びに第24条の5第1項及び第2項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第9条の11第2項第2号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第11条の2第1項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第9条の11第2項第6号又は第7号に掲げる項目に関して同項第6号（ただし書を除く。）又は第7号（ただし書を除く。）に定める基準（法第12条の11第1項第2号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第9条 法第12条第1項（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

- (1) 温度 45度以上であるもの
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5以下又は9以上であるもの
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
イ 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラムを超えるもの
ロ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラムを超えるもの
- (4) 汚^{よう}素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以上であるもの

2 前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）

第9条の2 法第12条の2第1項（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。次条第9条の4第1項及び第9条の9第1号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第66号の2に掲げる施設（同号ハに掲げる施設のうち温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

（適用除外）

第9条の3 法第12条の2第1項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第3条第1項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第1項の規定による環境省令（水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた次条第1項各号に掲げる物質に係る排水基準（水質排出基準を含む。以下この号、次条第4項及び第5項並びに第20条第3号において同じ。）が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。
- (2) 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として次条第1項に規定する物質の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道に当該物質に係る下水を排除するとき。
- (3) (1)の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（以下「水質汚濁防止法特定施設」という。）となった際現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を

含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に次条第1項第1号から第32号までに掲げる物質に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となった日から6月(第9条の7第1号に掲げる施設である場合にあつては、1年)を経過したとき。

ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となった際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質(ダイオキシン類に係るものを除く。)につき法第12条の2第1項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)

(4) (1)の施設がダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設(以下「ダイオキシン類対策法特定施設」という。)となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道にダイオキシン類に係る下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。

イ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となった日から1年を経過したとき。

ロ 当該施設がダイオキシン類対策法特定施設となった際既に当該工場又は事業場がダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場であるとき。

ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質(ダイオキシン類に係るものに限る。)につき法第12条の2第1項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第9条の4 法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第1号から第32号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第33号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

- | | |
|-----------------------------|------------------------------------|
| (1) カドミウム及びその化合物 | 1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下 |
| (2) シアン化合物 | 1リットルにつきシアン1ミリグラム以下 |
| (3) 有機 ^{リン} 化合物 | 1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| (4) 鉛及びその化合物 | 1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下 |
| (5) 六価クロム化合物 | 1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下 |
| (6) 砒 ^ヒ 素及びその化合物 | 1リットルにつき砒 ^ヒ 素0.1ミリグラム以下 |
| (7) 水銀及びアルキル水銀 | 1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下 |

その他の水銀化合物

- | | |
|--|--|
| (8) アルキル水銀化合物 | 検出されないこと。 |
| (9) ポリ塩化ビフェニル | 1 リットルにつき0.003ミリグラム以下 |
| (10) トリクロロエチレン | 1 リットルにつき0.3ミリグラム以下 |
| (11) テトラクロロエチレン | 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| (12) ジクロロメタン | 1 リットルにつき0.2ミリグラム以下 |
| (13) 四塩化炭素 | 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| (14) 1・2-ジクロロエタン | 1 リットルにつき0.04ミリグラム以下 |
| (15) 1・1-ジクロロエチレン | 1 リットルにつき0.2ミリグラム以下 |
| (16) シス-1・2-ジクロロエチレン | 1 リットルにつき0.4ミリグラム以下 |
| (17) 1・1・1-トリクロロエタン | 1 リットルにつき3ミリグラム以下 |
| (18) 1・1・2-トリクロロエタン | 1 リットルにつき0.06ミリグラム以下 |
| (19) 1・3-ジクロロプロペン | 1 リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| (20) テトラメチルチウラム
ジスルフィド (別名チウラム) | 1 リットルにつき0.06ミリグラム以下 |
| (21) 2-クロロ-4・6-ビス
(エチルアミノ) -s-トリアジン
(別名シマジン) | 1 リットルにつき0.03ミリグラム以下 |
| (22) S-4-クロロベンジル
=N・N-ジエチルチオカル
バマート
(別名チオベンカルブ) | 1 リットルにつき0.2ミリグラム以下 |
| (23) ベンゼン | 1 リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| (24) セレン及びその化合物 | 1 リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下 |
| (25) ほう素及びその化合物 | 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道 (雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。) 又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきほう素10ミリグラム以下、
海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合にあっては1リットルにつきほう素230ミリグラム以下 |
| (26) ふっ素及びその化合物 | 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続 |

する公共下水道に下水を排除する場合にあっては
1リットルにつきふっ素8ミリグラム以下、海域
を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又
は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を
排除する場合にあっては1リットルにつきふっ素
15ミリグラム以下

(27) フェノール類	1リットルにつき5ミリグラム以下
(28) 銅及びその化合物	1リットルにつき銅3ミリグラム以下
(29) 亜鉛及びその化合物	1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下
(30) 鉄及びその化合物（溶解性）	1リットルにつき鉄10ミリグラム以下
(31) マンガン及びその化合物（溶解性）	1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下
(32) クロム及びその化合物	1リットルにつきクロム2ミリグラム以下
(33) ダイオキシン類	1リットルにつき10ピコグラム以下

2 前項各号に定める数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

3 第1項第33号に定める数値は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて国土交通省令・環境省令で定めるところにより2・3・7・8-4塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した数値とする。

4 水質汚濁防止法第3条第3項又はダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について第1項に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合においては、同項の規定にかかわらず、その排水基準を当該物質に係る水質の基準とする。

5 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法若しくはダイオキシン類対策特別措置法の規定による環境省令により、又は水質汚濁防止法第3条第3項若しくはダイオキシン類対策特別措置法第8条第3項の規定による条例により、当該下水について第1項の基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項の基準）より緩やかな排水基準が適用されるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、その排水基準を当該下水についての当該物質に係る水質の基準とする。

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準）

第9条の5 法第12条の2第3項（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。第9条の9第2号において同じ。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令（同条第3項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた窒素含有量又は^{りん}含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道

(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。) に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであってはならない。

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 1 リットルにつき380ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に3.8を乗じて得た数値とする。 |
| (2) 水素イオン濃度 | 水素指数5を超え9未満 |
| (3) 生物化学的酸素要求量 | 1 リットルにつき5日間に600ミリグラム未満 |
| (4) 浮遊物質量 | 1 リットルにつき600ミリグラム未満 |
| (5) ノルマルヘキサン抽出物質含有量 | |
| イ 鉱油類含有量 | 1 リットルにつき5ミリグラム以下 |
| ロ 動植物油脂類含有量 | 1 リットルにつき30ミリグラム以下 |
| (6) 窒素含有量 | 1 リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。 |
| (7) 磷 ^{りん} 含有量 | 1 リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。 |

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる項目(同項第6号又は第7号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。)に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設(流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第9条の11第2項において同じ。)で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとする。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳し

いものであってはならない。

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 1 リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。 |
| (2) 水素イオン濃度 | 水素指数5.7を超え8.7未満 |
| (3) 生物化学的酸素要求量 | 1 リットルにつき5日間に300ミリグラム未満 |
| (4) 浮遊物質 | 1 リットルにつき300ミリグラム未満 |
| (5) 窒素含有量 | 1 リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。 |
| (6) 磷 ^{りん} 含有量 | 1 リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。 |

3 特定事業場から排除される下水に係る第1項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、前2項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準より厳しいものであってはならない。

- (1) 第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合にあつては、同項第1号、第5号又は第6号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準（前項の規定が適用される場合における同項第2号から第4号までに掲げる項目に係る水質にあつては、当該各号に定める基準）より緩やかな排水基準が適用されるとき。

4 第1項各号及び第2項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(適用除外)

第9条の6 法第12条の2第5項(法第25条の10第1項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 特定事業場から排除される前条第1項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る下水に関しては、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令(同条第3項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。)により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。
- (2) 特定事業場から排除される前条第1項第2号から第5号までに掲げる項目に係る下水に関しては、当該下水が河川その他の公共の水域(湖沼を除く。)に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。
- (3) 水質汚濁防止法特定施設を設置しない特定事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合
- (4) (1)の施設が水質汚濁防止法特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道又は流域下水道に下水を排除する場合において、次のいずれにも該当しないとき。
 - イ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となった日から6月(次条第1号に掲げる施設である場合にあつては、1年)を経過したとき。
 - ロ 当該施設が水質汚濁防止法特定施設となった際既に当該工場又は事業場が水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場であるとき。
 - ハ その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき法第12条の2第5項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)

(法第12条の2第6項の政令で定める施設)

第9条の7 法第12条の2第6項(法第25条の10第1項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の3から第66号の7まで、第68号の2及び第71号の3に掲げる施設
 - (2) ダイオキシン類対策法特定施設
- (事故時の措置を要する物質又は油)

第9条の8 法第12条の9第1項（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第3条の3各号に掲げる油とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第9条の9 法第12条の9第1項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 1 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第2条第1号から第25号までに掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準に適合するとき。
- 2 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第2条第26号に掲げる物質又は同令第3条の3各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第12条の2第3項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。
- 3 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第2条第1号から第25号までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

（除害施設の設置等に係る下水の水質の基準）

第9条の10 法第12条の11第1項第1号（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- | | |
|---|--|
| (1) ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。次号において同じ。）からの放流水について水質排出基準が定められている場合 | 第9条の4第1項各号に規定する基準（同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準） |
| (2) 条例の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水についてダイオキシン類に係る排水基準が定められている場合 | 第9条の4第1項第1号から第32号までに規定する基準（同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準）及び当該条例に規定する基準 |
| (3) 前2号に掲げる場合以外の場合 | 第9条の4第1項第1号から第32号までに規定する基準（同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準） |

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第9条の11 法第12条の11第1項第2号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目（第4号又

は第5号に掲げる項目にあっては、水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は^{りん}含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。）に排除される下水に係るものに限る。）又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであってはならない。

- | | |
|---|---|
| (1) 第9条第1項第1号に掲げる項目 | 45度未満 |
| (2) 第9条の5第1項第1号から第4号までに掲げる項目 | それぞれ当該各号に定める数値 |
| (3) 第9条の5第1項第5号に掲げる項目 | 同号に定める数値。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について同号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合にあっては、その数値とする。 |
| (4) 窒素含有量 | 1リットルにつき240ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。 |
| (5) ^{りん} 含有量 | 1リットルにつき32ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に2を乗じて得た数値とする。 |
| (6) 第9条の4第1項各号に掲げる物質以外の物質又は第9条第1項第1号に掲げる項目及び第 | 当該排水基準に係る数値 |

9条の5第1項各号に掲げる項目以外の項目で、
条例により当該公共下水道からの放流水又は当該
流域下水道からの放流水に関する排水基準が定め
られたもの（第9条の5第1項第3号に掲げる項
目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。）

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係る前項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる項目（同項第4号又は第5号に掲げる項目にあっては、同項に規定する下水に係るものに限る。）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量はその処理施設で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、同項の基準より厳しいものとするができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであってはならない。

- | | |
|-------------------------------|--|
| (1) 温度 | 40度未満 |
| (2) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 | 1リットルにつき125ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。 |
| (3) 水素イオン濃度 | 水素指数5.7を超え8.7未満 |
| (4) 生物化学的酸素要求量 | 1リットルにつき5日間に300ミリグラム未満 |
| (5) 浮遊物質 | 1リットルにつき300ミリグラム未満 |
| (6) 窒素含有量 | 1リットルにつき150ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。 |
| (7) 磷 ^{りん} 含有量 | 1リットルにつき20ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第3条第3項の規 |

定による条例その他の条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあっては、当該排水基準に係る数値に1.25を乗じて得た数値とする。

3 第1項第1号、第4号及び第5号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(承認を要しない軽微な施設の維持)

第10条 法第16条ただし書（法第25条の10及び第31条において準用する場合を含む。）に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。

(汚濁原因者負担金の額)

第10条の2 法第18条の2（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定により特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第6条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、すべての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

(工事負担金に係る下水の量の算出方法)

第11条 法第19条の規定による下水の量の算出方法は、排水設備から排除される汚水について、公共下水道の管渠（取付管渠を除く。）の当該汚水が流入すべき部分における計画下水量（合流式の公共下水道にあっては、そのうち汚水に係る部分）に5分の1を乗じて計算するものとする。

(事業者から徴収する使用料の基準)

第11条の2 法第20条第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号）の規定に基づき設置の費用の一部を負担した事業者から徴収する使用料については、その算定の基礎となる法第20条第2項第2号に規定する原価で設置の費用に係るものは、当該公共下水道の設置の費用の額から

公害防止事業費事業者負担法第4条第1項又は第3項の規定による負担総額を控除した額とすること。

- (2) 前号の事業者以外の事業者から徴収する使用料については、その算定の基礎となる法第20条第2項第2号に規定する原価で設置の費用に係るものは、当該公共下水道の設置の費用の額とすること。

(放流水の水質検査)

第12条 法第21条第1項（法第25条の10において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の規定による第6条第1項、第3項及び第4項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、公共下水道又は流域下水道の各吐口（雨水吐の吐口及び分流式の公共下水道又は流域下水道の雨水を排除すべき吐口を除くものとし、放流水の水質が類似のものであると認められる2以上の吐口については、それらの吐口のうちいずれか1の吐口に限る。）からの放流水について、少なくとも毎月2回（ダイオキシン類についての水質検査にあっては、少なくとも毎年1回）、行うものとする。この場合において、検査に供する放流水は、当該放流水の水質に対する雨水の影響の少ない日において採取しなければならない。

2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第9条の4第1項第1号から第32号までに掲げる物質のうち、処理区域内における特定施設の設置の状況、過去の水質検査の結果その他の事情を勘案して前項に規定する水質検査の回数及び時期による必要がないことが明らかであると認められるものについては、毎年2回を下らない範囲内において同項に規定する水質検査の回数及び時期と別の回数及び時期を定めることができる。

3 法第21条第1項の規定による第6条第2項に規定する技術上の基準に関する放流水の水質についての水質検査は、同項に規定する各吐口（放流水の水質が類似のものであると認められる2以上の吐口については、それらの吐口のうちいずれか1の吐口に限る。）からの放流水について、毎年、同項に規定する時のうち少なくとも1回、行うものとする。

4 前3項のほか、放流水の水質が著しく悪化していると疑われる事情があるときは、必要な水質検査を行うものとする。

5 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、第1項、第2項又は前項の規定にかかわらず、1の項目について水質検査を行うことにより他の項目に係る第6条の技術上の基準に適合することが明らかであると認められる場合においては、当該他の項目について水質検査を行わないことができる。

6 第1項から第4項までの水質検査をしたときは、検査に供した放流水を採取した日時及び場所その他国土交通省令・環境省令で定める事項を明らかにしてその結果を記録し、これを5年間保存しておかななければならない。

(終末処理場の維持管理)

第13条 法第21条第2項（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

(発生汚泥等)

第13条の2 法第21条の2第1項（法第25条の10第1項において準用する場合を含む。次条及び第13条の4において同じ。）に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの（次条において「発生汚泥等」という。）とする。

(発生汚泥等の処理の基準)

第13条の3 法第21条の2第1項に規定する公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の円滑な維持管理を図るための発生汚泥等の処理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 発生汚泥等は、速やかに処理すること。
- (2) 発生汚泥等（次条に規定する国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥を除く。以下この条において同じ。）の運搬に当たっては、次に掲げるところによること。
 - イ 発生汚泥等が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - ロ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (3) 処理施設のスクリーン、沈砂池又は沈殿池から除去した発生汚泥等（以下この号において「下水汚泥等」という。）の埋立処分に当たっては、次に掲げるところによること。
 - イ 地中にある空間を利用する処分の方法以外の方法によること。
 - ロ 埋立処分の場所（以下この号において「埋立地」という。）には、周囲に囲いを設けるとともに、下水汚泥等の処分の場所であることを表示すること。
 - ハ 埋立地からの浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染することのないように必要な措置を講ずること。
 - ニ 沈殿池から除去した汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、熱しやく減量15パーセント以下に焼却し、又は含水率85パーセント以下にすること。
 - ホ 沈殿池から除去した汚泥の水面埋立処分を行う場合には、当該汚泥を、あらかじめ、

熱しやく減量 15 パーセント以下に焼却し、又は消化設備を用いて消化し、若しくは有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものとする。

へ 下水汚泥等(熱しやく減量 15 パーセント以下に焼却したもの及び沈砂池から除去した砂を除く。以下へにおいて同じ。)の埋立処分を行う場合には、埋め立てる下水汚泥等の一層の厚さは、おおむね 3 メートル(沈殿池から除去した汚泥であって、消化設備を用いて消化したものと及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のもの以外のものにあつては、おおむね 0.5 メートル)以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね 0.5 メートル覆うこと。ただし、埋立地の面積が 1 万平方メートル以下又は埋立容量が 5 万立方メートル以下の埋立処分(トにおいて「小規模埋立処分」という。)を行う場合は、この限りでない。

ト 沈殿池から除去した汚泥(熱しやく減量 15 パーセント以下に焼却したもの、消化設備を用いて消化したものと及び有機物の含有量が消化設備を用いて消化したものと同程度以下のものを除く。)の埋立処分を行う場合には、通気装置を設けて、埋立地から発生するガスを排除すること。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。

チ 埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

リ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) ます又は管渠^{きよ}から除去した土砂その他これに類するものの埋立処分に当たっては、前号イ、ロ、ハ、チ及びリの規定の例により行うこと。

第13条の4 法第21条の2第1項に規定する有毒物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有毒物質(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)別表第3の3に掲げる物質及びダイオキシン類とする。)の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第6条の5第1項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。

(資格を有する者以外の者に公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行なわせることができる場合)

第14条 法第22条第1項(法第25条の10において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める場合は、排水施設、処理施設及びポンプ施設以外の施設を設置し、又は改築する場合とする。

(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格)

第15条 法第22条第1項(法第25条の10において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下この条及び第15条の3において同じ。)の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計

(事業計画に定めるべき事項に関する基本的な設計をいう。以下この条において同じ。)を行わせる場合については7年以上、処理施設又はポンプ施設に係る実施設計(計画設計に基づく具体的な設計をいう。)又は工事の監督管理(以下これらをこの条において「処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合については2年以上、排水施設に係る実施設計又は工事の監督管理(以下これらをこの条において「排水施設に係る監督管理等」という。)を行わせる場合については1年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (2) 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については8年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については3年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については1年6月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については10年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については5年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については2年6月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、計画設計を行わせる場合については12年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については7年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については3年6月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合については10年以上、排水施設に係る監督管理等を行わせる場合については5年以上下水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (6) 国土交通省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
- (7) 次の表の上(左)欄に掲げる技術検定に合格した者で、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下(右)欄に掲げる年数以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(計画設計を行わせる場合にあつては3年以上、処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合にあつては1年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものに限る。)であること。

日本下水道事業団法施行令（昭和47年政令第286号）第4条第1項の第1種技術検定	計画設計を行わせる場合	5年
	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合	2年
	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	1年
日本下水道事業団法施行令第4条第1項の第2種技術検定	処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合	2年
	排水施設に係る監督管理等を行わせる場合	1年

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち国土交通大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

（公共下水道又は流域下水道の維持管理のうち資格を有する者以外の者に行なわせてはならない事項）

第15条の2 法第22条第2項（法第25条の10において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、処理施設又はポンプ施設の維持管理に関する事項とする。

（公共下水道又は流域下水道の維持管理を行う者の資格）

第15条の3 法第22条第2項（法第25条の10において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科若しくはこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科、衛生工学科又はこれらに相当する課程において下水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。
- (5) 10年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であること。

- (6) 国土交通省令・環境省令で定めるところにより、前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。
- (7) 日本下水道事業団法施行令第4条第1項の第3種技術検定に合格した者で、2年以上下水道、上水道、工業用水道、し尿処理施設その他国土交通大臣及び環境大臣が定める施設の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 技術士法による第2次試験のうち国土交通大臣及び環境大臣が定める技術部門に合格した者（国土交通大臣及び環境大臣が定める選択科目を選択した者に限る。）であること。

（公共下水道管理者の許可を要しない軽微な行為）

第16条 法第24条第1項に規定する政令で定める軽微な行為は、次の各号に掲げるものを設ける行為で、次条第1号二本文及びホ、第2号イ及びホ並びに第3号イ及び二の規定に適合するものとする。

- (1) 内径が28ミリメートル以下の水道の給水管又はガスの導管
- (2) 100ボルト以下の電圧で電気を伝送する電線
- (3) 主として歩行者の通行の用に供する橋又は踏板で取りはずしの容易なもの

（公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

第17条 法第24条第2項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。

イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。

ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。

ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から2.5メートル以上の高さに）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。

ホ 公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

- (2) 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ニ 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。）を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠とすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

ホ 流入施設、建築基準法第42条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5メートルを超えないこと。

(3) 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠を一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 流入施設は、公共下水道の開渠部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

(4) 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。

(5) 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

(6) 法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

（公共下水道の暗渠に電線等を設けることができる者）

第17条の2 法第24条第3項に規定する政令で定める者は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者とする。

（公共下水道の暗渠に設けることのできる物件）

第17条の3 法第24条第3項に規定する公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものは、電線を支持し、保護し、又は相互に接続するための工作物であって、公共下水道管理者が下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれのない構造であると認め

たものとする。

第17条の4～第23条（省略）

（損失補償の裁決の申請）

第24条 法第32条第10項（法第38条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、次の各号に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- (1) 裁決申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び住所）
- (2) 相手方である公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者
- (3) 損失の事実
- (4) 損失の補償の見積及びその内容
- (5) 協議の経過

（国庫補助）

第24条の2 法第34条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 公共下水道の設置又は改築に要する費用（第3号に掲げる費用を除く。）次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに定める額
 - イ 公共下水道（特定の事業者の事業活動に主として利用される公共下水道（以下この項において「特定公共下水道」という。）を除く。）の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）当該費用の額に2分の1（終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、10分の5.5）を乗じて得た額
 - ロ 特定公共下水道の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）当該費用の額から公害防止事業費事業者負担法第4条第1項若しくは第3項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に3分の1を乗じて得た額
- (2) 流域下水道の設置又は改築に要する費用（次号に掲げる費用及び国土交通大臣が定める費用を除く。）当該費用の額に2分の1（終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、3分の2）を乗じて得た額
- (3) 法第2条の2第5項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体が、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、他の地方公共団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ同条第2項第2号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は^{りん}含有量を削減するために行う当該高度処理終末

処理場の設置又は改築（国土交通大臣が定めるものに限る。）に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）次に掲げる当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 公共下水道（特定公共下水道を除く。） 当該費用の額に2分の1（国土交通大臣が定める費用にあつては、10分の5.5）を乗じて得た額

ロ 特定公共下水道 当該費用の額から公害防止事業費事業負担法第4条第1項若しくは第3項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に3分の1を乗じて得た額

ハ 流域下水道 当該費用の額に2分の1（国土交通大臣が定める費用にあつては、3分の2）を乗じて得た額

(4) 都市下水路の設置又は改築に要する費用 当該費用の額に10分の4を乗じて得た額

2 前項第1号に規定する主要な管渠^{きょう}の範囲は、公共下水道を合流式と分流式とに区分して、管渠^{きょう}の口径、予定処理区域又は予定排水区域の面積、当該管渠^{きょう}の下水排除面積又は下水排除量等を基準として国土交通大臣が定めるものとする。

（都道府県知事が指示する下水道）

第24条の3 法第37条第1項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

(1) 都道府県以外の地方公共団体が管理する公共下水道のうち、次に掲げるもの

イ 予定処理区域の面積が100ヘクタール以下の公共下水道

ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体が管理する公共下水道

(3) 都道府県以外の地方公共団体が管理している都市下水路

2 法第37条第3項に規定する政令で定める下水道は、都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

（都道府県知事が報告を徴する場合）

第24条の4 法第39条第1項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第4条第1項の認可又は法第37条第1項の指示をするため必要な場合とする。

2 法第39条第2項に規定する政令で定める場合は、都道府県知事が法第37条第3項の指示をするため必要な場合とする。

（報告の徴収のできる下水の水質等）

第24条の5 法第39条の2に規定する政令で定める水質は、第9条第1項第4号に該当する水質又は第9条の10若しくは第9条の11第1項第3号若しくは第6号若しくは第2項第1号、第2号（ただし書きを除く。以下この項において同じ。）若しくは第3号から第5号までに定める基

準（法第12条の11第1項第2号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。次項において同じ。）の管理者が条例で第9条の11第2項第2号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第3条第1項の規定による環境省令により、又は同条第3項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は^{りん}含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用する場合については、法第39条の2に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第9条の11第2項第6号又は第7号に掲げる項目に関して同項第6号（ただし書を除く。）又は第7号（ただし書を除く。）に定める基準（法第12条の11第1項第2号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあっては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

3 法第39条の2に規定する政令で定める者は、特定施設の設置者以外の者とする。

（事務の区分）

第25条 第4条後段及び第17条の4後段の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。

附 則（平成18年11月10日政令第354号）

この政令は、平成18年12月11日から施行する。

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

昭和41年12月19日
条例第45号

最近改正 平成21年12月24日条例第61号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、本市の水道事業、工業用水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の設置及び経営の基本その他必要な事項を定めるものとする。

(事業の設置)

第2条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。

2 工業用水として原水を供給するため、工業用水道事業を設置する。

3 市民の環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

第4条 上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

(1) 水道事業

ア 給水区域は、本市区域内とする。ただし、市長が公益上その他必要があると認めるときは、市外に分水することができる。

イ 給水人口は、1,466,300人とする。

ウ 1日最大給水量は、626,200立方メートルとする。

(2) 工業用水道事業

ア 給水区域は、本市区域内とする。

イ 1日最大給水量は、520,000立方メートルとする。

(3) 下水道事業

ア 排水区域は、本市区域内とする。

イ 排水人口は、1,466,300人とする。

ウ 1日最大処理能力は、864,200立方メートルとする。

(組織)

第5条 法第7条ただし書の規定に基づき、上下水道事業に管理者1人を置く。

- 2 前項の管理者（以下「管理者」という。）の職名は、上下水道事業管理者とする。
- 3 法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させるため、上下水道局を置く。

（重要な資産の取得及び処分）

第6条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が80,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10,000円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第8条 上下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により議会の議決を要するものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が1件1,000,000円を超えるもの
- (2) 市がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁でその目的物の価額が1件1,000,000円を超えるもの
- (3) 交通事故等により、法律上その義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定める保険金最高限度額を超えるもの

（業務状況説明書類の提出）

第9条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類（以下「業務状況説明書類」という。）を11月20日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月20日までに作成し、市長に提出しなければならない。

2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月20日までに提出する業務状況説明書類においては前事業年度の決算の状況を、5月20日までに提出する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業の業務の状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに業務状況説明書類を提出することができなかった場合においては、事故のやんだときから1箇月以内において市長が定めた期日までにこれを提出しなければならない。

(抄) 附 則 (平成21年12月24日条例第61号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(川崎市下水道事業の設置等に関する条例の廃止)

- 2 川崎市下水道事業の設置等に関する条例(昭和62年川崎市条例第15号)は、廃止する。

(経過措置)

- 9 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)が提出する改正後の条例第9条第1項に規定する業務状況説明書類には、下水道事業に係る事項をも記載するものとする。

- 10 この条例の施行に伴い必要となる水道事業及び工業用水道事業と下水道事業に係る組織の統合に関する企業管理規程(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程をいう。)の制定の手続は、施行日前においてすることができる。この場合において、管理者の行うべき権限は、水道局長が行うものとする。

- 11 施行日前に市長が行った処分その他の行為又は施行日前に市長に対して行われた申請その他の行為で、管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

川崎市下水道条例

昭和36年3月31日

条例第18号

最近改正 平成22年3月26日条例第13号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 排水設備の設置等（第4条～第7条）
- 第3章 公共下水道（第8条～第16条）
- 第4章 行為の許可等（第17条～第18条の2）
- 第5章 都市下水路（第19条・第20条）
- 第6章 占用（第21条～第28条）
- 第7章 雑則（第29条～第35条）
- 第8章 罰則（第36条～第38条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 本市の公共下水道、都市下水路等の管理及び使用については、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 下水、汚水、下水道、公共下水道、都市下水路及び終末処理場 法第2条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する下水、汚水、下水道、公共下水道、都市下水路及び終末処理場をいう。
- （2） 排水区域及び処理区域 法第2条第7号及び第8号に規定する排水区域及び処理区域をいう。
- （3） 排水設備及び除害施設 法第10条第1項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク及び便器を含み、し尿浄化槽を除く。）及び法第12条第1項に規定する除害施設をいう。
- （4） 特定事業場 法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。
- （5） 使用者 下水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- （6） 排出汚水量 使用者が、公共下水道に排出した汚水の量をいう。

（代理人の選定等）

第3条 排水設備を設けなければならない者又は使用者が市内に居住しないときは、この条例に定める事項を処理させるため、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、市内に居住する代理人の選定を命ずることができる。

2 前項の規定により代理人を選定した者は、これを管理者に届け出なければならない。その代理人を変更したときも、同様とする。

第2章 排水設備の設置等

（排水設備の接続等）

第4条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 合流式の公共下水道に、下水を流入させるために設ける排水設備は、取付管その他の排水施設（法第11条第1項の規定により、又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により、下水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下この条において「取付管等」という。）に固着させること。
- (2) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水を分離し、汚水を排除すべき排水設備にあっては汚水の取付管等に、雨水を排除すべき排水設備にあっては雨水の取付管等に固着させること。
- (3) 排水設備を公共下水道等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施の方法で、管理者の定めるところによること。
- (4) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の事情があると認めた場合を除き、次の表の定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口（単位人）	排水管の内径 （単位ミリメートル）	勾配
150未満	100	100分の2以上
150以上300未満	125	100分の1.7以上
300以上500未満	150	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.3以上

- (5) 雨水又は雨水を含む下水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、管理者が特別の事情があると認めた場合を除き次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流

下能力のあるものとする。ただし、1の敷地から排除される雨水又は雨水を含む下水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水面積 (単位平方メートル)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾配
200未満	100	100分の2以上
200以上400未満	125	100分の1.7以上
400以上600未満	150	100分の1.5以上
600以上1,500未満	200	100分の1.2以上
1,500以上	250以上	100分の1以上

(6) 処理区域内における水洗便所の築造に関する基準は、管理者が定める。

(排水設備等の計画の確認)

第5条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令等の規定に適合するものであることについて、管理者の定める申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備の工事の実施)

第6条 排水設備の工事は、管理者がその工事に関し技能を有する者として指定した川崎市排水設備指定工事店でなければ、これを行ってはならない。ただし、市において工事を実施するとき、又は管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する川崎市排水設備指定工事店の指定等に関し必要な事項は、管理者が定める。

(排水設備等の工事の検査)

第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て、市の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査に合格したときは、管理者は、当該排水設備等の新設等を行った者に対し検査済証を交付する。

第3章 公共下水道

(特定事業場から排除される下水の水質基準)

第8条 法第12条の2第3項の規定に基づき、特定事業場から公共下水道に排除される下水に関

して条例で定める水質の基準は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）第9条の5第1項第2号から第7号までに掲げる項目に関し、それぞれ当該各号（第6号ただし書及び第7号ただし書を除く。）に定める数値とする。

- 2 特定事業場から排除される下水が河川その他の公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、当該下水について前項に規定する水質の基準より緩やかな水質の排水基準が適用されるときは、当該下水に係る前項に規定する水質の基準は、前項の規定にかかわらず、その排水基準とする。

（除害施設の設置等）

第8条の2 使用者は、次に掲げる下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされているものを除く。）を継続して公共下水道（第2号及び第3号に係る場合は、終末処理場を設置しているものに限る。）に排除するときは、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- （1） 政令第9条第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める水質の下水
- （2） 政令第9条の10の規定による政令第9条の4第1項各号に掲げる物質に関し、それぞれ当該各号に定める数値に適合しない水質の下水。ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に適合しない水質の下水
- （3） 政令第9条の11第1項各号に掲げる項目（同項第2号に掲げる項目にあっては、政令第9条の5第1項第2号から第4号までに掲げるものに限る。）又は物質に関し、それぞれ当該各号（第4号ただし書及び第5号ただし書を除く。）に定める数値に適合しない水質の下水

- 2 前項の規定は、管理者が定める項目に係る下水で、管理者が定める量に係るものについては適用しない。

（水質の測定等）

第8条の3 除害施設の設置者は、管理者が定めるところにより、公共下水道に排除される下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

（屎尿の排除の制限）

第9条 使用者は、屎尿を公共下水道に排除しようとするときは、水洗便所によってこれをしなければならない。

（使用開始の届出）

第10条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又はその使用を再開したときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。ただし雨水のみを排除して、公共下水道を使用する場合は、この限りでない。

- 2 使用者が氏名、代表者等を変更したときも、同様とする。

（一時使用の承認）

第11条 土木建築に関する工事の施行に伴う排水等のため公共下水道を一時使用しようとする者は、あらかじめ、管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする

するときも同様とする。

2 前項の承認を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、申請書を管理者に提出しなければならない。

(使用料)

第12条 下水道使用料は、使用期間1月につき、次の表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

区 域	汚水の種別	基 本 額	超過額（1立方メートルにつき）
処 理 区 域	一般汚水	汚水量 8 立方メー トルまで 660円	8立方メートルを超え10立方メートルまでの分 10円
			10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 128円
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 164円
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 242円
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分 303円
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分 364円
			200立方メートルを超え600立方メートルまでの分 393円
			600立方メートルを超え2,000立方メートルまでの分 422円
			2,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分 446円
			5,000立方メートルを超える分 475円
	公衆浴場汚水	汚水量10立方 メートルまで 110円	10立方メートルを超える分 11円
	共用汚水	汚水量1戸5立方 メートルまで 60円	5立方メートルを超える分 12円

備考

- 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水及び共用汚水以外の汚水をいう。
- 2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場の営業の用に供した汚水をいう。
- 3 共用汚水とは、水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道をいう。以下同じ。）の給水装置を共用して生じた汚水をいう。

(排出汚水量の算定等)

第13条 排出汚水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水又は工業用水（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第2項に規定する工業用水をいう。以下同じ。）を使用した場合は、水道又は工業用水道（工業用水道事業法第2条第3項に規定する工業用水道をいう。以下同じ。）の使用水量によってその排出汚水量を算定する。ただし、共同住宅及びこれに類するもの（以下「共同住宅等」という。）で、水道メーターを共用するものの使用料の額は、使用者の申請により、当該共同住宅等の戸数に応じて算定することができる。
 - (2) 水道水及び工業用水以外の水を使用した場合は、管理者は、それぞれの態様を考慮してこれを認定する。
 - (3) 現に使用する水量が、排出汚水量と著しく異なるときは、その使用者は、管理者の定めるところにより毎月の排出汚水量等を記載した申告書を提出しなければならない。この場合において、管理者は、その申請の内容を審査して、その使用者の排出汚水量を認定する。
- 2** 使用料の額の算定の基準となる月の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又はその使用を再開したときの使用料の額は、使用期間を1月とみなして算定する。ただし、その月における使用日数が15日以内であるときの基本額は、第12条の表中の基本額に2分の1を乗じて得た額として算定する。
- 3** 第1項第1号及び第2号の汚水で、下水道の維持及び下水処理に特別の費用を要するものについては、前条に規定する使用料の額の3倍以内の額の使用料を徴収することができる。
- 4** 第10条に規定する公共下水道の使用の休止又は廃止の届出をしない者については、これを使用している者とみなす。

(水道水を使用した場合の使用料の額の算定)

第13条の2 水道水を使用した場合の使用料(前条第1項第3号に該当する場合の使用料を除く。以下本条において「使用料」という。)の額は、水道メーターを実際に検針した日（以下「検針日」という。）における水道の使用水量により、検針日の属する月分及びその前月分として算定する。この場合において、水道の使用水量は各月均等とみなして算定する。

- 2** 前項の規定にかかわらず、水道水を使用した場合において、水道メーターの検針の基準日を1月ごとに設定しているときは、検針日における水道の使用水量により、検針日の属する月分として使用料の額を算定する。
- 3** 前条第2項及び前2項の規定にかかわらず、水道の使用を開始した場合の使用料の額は、水道の使用を開始した日以後の最初の検針日における水道の使用水量により、次の各号に掲げる水道の使用を開始した日から当該検針日までの日数の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

- (1) 15日以内 使用期間を1月とみなして、第12条の規定により算定した額。ただし、基本額は、同表中の基本額に2分の1を乗じて得た額として算定する。

- (2) 16日以上30日以内 使用期間を1月とみなして、第12条の規定により算定した額
- (3) 31日以上45日以内 使用期間を2月と、水道の使用水量を毎月均等とみなして、第12条の規定により算定した額。ただし、2月のうち1月の基本額は、同表中の基本額に2分の1を乗じて得た額として算定する。
- (4) 46日以上 使用期間を2月と、水道の使用水量を毎月均等とみなして、第12条の規定により算定した額

- 4 前条第2項並びに第1項及び第2項の規定にかかわらず、水道の使用をやめた場合の使用料の額は、水道の使用をやめた日以後の最初の検針日における水道の使用水量により、前項各号に掲げる水道の使用をやめた日以前の最後の検針日の翌日から水道の使用をやめた日までの日数の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。
- 5 第3項の規定は水道の給水の停止を解除した場合の使用料の額について、前項の規定は水道の給水を停止した場合の使用料の額について、それぞれ準用する。

(使用料の徴収)

- 第14条 水道水を使用した場合(第13条第1項第3号に該当する場合を除く。)の使用料は、管理者が期限を指定して、2月ごとに徴収する。ただし、管理者が必要があると認める場合は、1月ごとに又は随時に徴収する。
- 2 工業用水を使用した場合の使用料は、1月の工業用水道の使用水量により、水道水を使用した場合(第13条第1項第3号に該当する場合に限る。)並びに水道水及び工業用水以外の水を使用した場合の使用料は、管理者が認定した排出汚水量により、それぞれその額を算定し、管理者が期限を指定して、これらの使用料を徴収する。
- 3 使用者は、前2項の期限内に使用料を納付しなければならない。
- 4 第10条に規定する使用の開始又は再開の届出をしないで使用した場合は、その者から使用の開始又は再開のときにさかのぼり、使用料を徴収する。

(概算使用料の前納)

- 第15条 前条の規定にかかわらず、第11条の規定により管理者の承認を受けて公共下水道を一時使用する場合において、必要と認めるときは、管理者は、概算の使用料を前納させることができる。
- 2 前項の使用料の精算は、使用者が公共下水道の使用を廃止したときその他管理者が必要と認めるときに行う。

(計測装置の取付等)

- 第16条 管理者は、排出汚水量の算定をするため必要と認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができる。
- 2 使用者は、善良な管理者の注意をもって前項の装置を保管し、その装置を損傷し、又は亡失したときは、市にその損害を賠償しなければならない。

第4章 行為の許可等

(行為の許可)

第17条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。許可を受けた事項の変更をしようとするときも、同様とする。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（排水設備を除く。以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 政令第16条で定める軽微な行為をしようとする者は、あらかじめ書面をもって、管理者に届け出なければならない。

(許可を要しない軽微な変更)

第18条 許可を要しない軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件（地上に存する部分に限る。）に対する添加であって、前条の許可を受けた者が当該施設又は工作物その他の物件を設ける目的に附随して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、占用料の算定の基礎に影響を及ぼすこととなる変更にあつては、前条に規定する管理者の許可を受けなければならない。

(公共下水道付近地の掘削)

第18条の2 公共下水道の管渠^{きょう}付近地で当該管渠^{きょう}の埋設位置より深く掘削工事を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

第5章 都市下水路

(行為の制限等)

第19条 法第29条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、申請書に図面を添付し、管理者に提出して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 政令第19条に定める軽微な行為をしようとする者は、申請書を提出して管理者の指示を受けなければならない。

3 申請書及び図面については、第17条の規定を準用する。

(都市下水路に接続する排水施設)

第20条 都市下水路に対して法第30条に掲げる行為をしようとする者は、政令第21条及び第22条の規定に適合するものであることについて、管理者の定める申請書に必要な書類を添付して管理者の確認を受けなければならない。

第6章 占用

(占用の許可)

第21条 管理上支障がないと認めるものについては、管理者は、公共下水道、都市下水路又はこれら以外の開発行為等に伴い設置された下水道で本市が管理するもの（以下「一般下水道」という。）の敷地及び排水施設（以下「下水道敷」という。）に物件（以下「占用物件」という。）を設けることを許可することができる。

2 前項の許可を受けようとする者は、占用許可申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 占用物件の設置について、第17条及び第19条の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(権利の譲渡等の禁止)

第22条 前条において占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(占用許可の期間)

第23条 占用の期間は、3年以内で管理者が定める。ただし、管理者は、この許可を更新することができる。

(占用料)

第24条 占用者は、管理者の定める占用料を納付しなければならない。

2 前項の占用料は、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）第2条の規定を準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、公共下水道、都市下水路又は一般下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については占用料を徴収しない。

(占用料の徴収方法)

第25条 前条の占用料は、占用の許可の日から起算して30日以内に一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収することができる。

2 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、占用料(前項ただし書に規定する翌年度以降の占用料にあつては、毎年度に徴収するもの)を分割して徴収することができる。

3 既納の占用料は、還付しない。ただし、管理者が占用の許可を取り消した場合で、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第26条 占用者は、占用の期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける目的を廃止したとき、若しくは占用の許可を取り消されたときは、当該物件を除却し、原状に回復して管理者に届け出て検査を受けなければならない。ただし、原状に回復することが不適當であることを管理者

において認めるときは、この限りでない。

(無断占有に対する処置)

第27条 無断で下水道敷を占有する者に対しては、直ちにその占有を停止させ、工作物があるときは撤去させ、原状に回復させる。

(許可の取消等)

第28条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占有の許可を取り消し、若しくは制限し、既に設置した施設を改築させ、又は新たな条件を付けることができる。

- (1) 許可の目的及び条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

2 前項に掲げるもののほか、管理者は、下水道敷の工事のため、又は管理上若しくは公益上やむを得ない必要が生じた場合は、前項に規定する処分をすることができる。

第7章 雑則

(一般下水道の管理)

第29条 一般下水道を損傷し、又は流通を妨げ、若しくは人体に危害を及ぼすおそれのある下水その他を排出する者に対して、管理者は、その流入を禁止し、又は必要な措置を行うことを命ずることができる。

(市以外の者の行う工事等)

第29条の2 市以外の者は、管理者の承認を受けて一般下水道の施設に関する工事又は維持を行うことができる。ただし、一般下水道の施設の維持で、管理者が定める軽微なものについては、承認を受けることを要しない。

(一般下水道への準用)

第29条の3 第4条から第6条まで、第10条、第11条及び第18条の2の規定は、一般下水道について準用する。

2 第17条及び第18条の規定は、一般下水道について法第24条第1項各号に掲げる行為（この場合において、法第24条第1項中「公共下水道」とあるのは、「一般下水道」と読み替えるものとする。）を行う場合に準用する。

(手数料)

第30条 川崎市排水設備指定工事店の指定を受けようとする者又は川崎市排水設備工事責任技術者の登録を受けようとする者は、それぞれ次に掲げる手数料を申請の際に納付しなければならない。

- (1) 川崎市排水設備指定工事店指定手数料 1件2,000円
- (2) 川崎市排水設備工事責任技術者登録手数料 1件600円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者において必要と認めるときは、この限りでない。

(資料の提出)

第31条 管理者は、使用料の額を算定するため及び下水道の管理上必要と認める場合は、関係者から資料の提出を求めることができる。

(設計又は工事の委託)

第32条 市は、排水設備等の新設等を行なおうとする者の委託があったときは、その設計又は工事を行なうことができる。

2 前項の設計又は工事の委託をしようとする者は、申請書を管理者に提出しなければならない。

3 前項の申請書に記載すべき事項その他委託に関し必要な事項は、管理者が定める。

(使用料等の減免)

第33条 管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、使用料、占用料その他この条例により納付すべき金額を減免することができる。

2 前項の占用料の減免については、川崎市道路占用料徴収条例第4条の規定を準用する。

(準用規定)

第34条 第21条から第28条まで及び前条の規定は、もっぱらかんがいの用に供する用水路の敷地及び水路施設（以下「用水路敷」という。）について準用する。この場合において、第21条、第23条から第26条までの規定、第28条及び前条中「管理者」とあるのは「市長」と、第21条、第27条及び第28条中「下水道敷」とあるのは「用水路敷」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、市長又は管理者が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第36条 次の各号に掲げる者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項又は第2項（第29条の3第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を行った者
- (2) 第6条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して排水設備工事を実施した者
- (3) 第7条第1項の規定又は第10条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠った者
- (4) 第8条の3の規定による記録をせず、又は偽りの記録をした者
- (5) 第9条の規定に違反して尿尿を排除した者
- (6) 第11条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けないで公共下水道又は一般下水道を一時使用した者
- (7) 第16条第1項の規定による装置の取付けを拒否し、又は妨げた者

- (8) 第17条第1項（第29条の3第2項において準用する場合を含む。）、第19条第1項及び第21条第2項に規定する許可を受けないで物件の設置行為をした者
- (9) 第18条の2（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による指示に従わなかった者
- (10) 第20条に規定する確認を受けないで法第30条に掲げる行為をした者
- (11) 第22条の規定に違反して権利の譲渡又は転貸を行った者
- (12) 第29条の規定による命令に従わなかった者
- (13) 第29条の2の規定による承認を受けないで一般下水道の施設に関する工事又は維持を行った者
- (14) 第31条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (15) 第5条、第11条及び第17条（第29条の3においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第19条、第20条、第21条並びに第29条の2に規定する申請書若しくは書類等、第10条（第29条の3第1項において準用する場合を含む。）の規定による届出書、第13条第1項第3号の規定による申告書又は第31条の規定による資料に不実の記載をして提出した者

第37条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則（平成21年12月24日条例第59号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において改正後の条例の規定により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が処理することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成22年3月26日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市下水道条例施行規程

平成22年3月31日

水道局規程第59号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 排水設備等（第3条～第8条）
第3章 公共下水道等の使用（第9条～第20条）
第4章 行為の許可及び占用（第21条～第34条）
第5章 雑則（第35条・第36条）
附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第2章 排水設備等

（排水設備の固着箇所等）

第3条 条例第4条第3号（条例第29条の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する排水設備を公共下水道等に固着させるときの箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- 取付管渠に接続する樋は、公共下水道に隣接する私有地内に設置すること。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 汚水を排除するための排水設備は、取付管の管底と汚水樋のインバートが食い違いを生じないように接続するとともに、取付管が汚水樋の内壁に突き出ないようにし、その周囲から漏水のないように十分な処置を施すこと。
- 雨水のみを排除するための排水設備は、取付管の管底以下に雨水樋の底面が位置するように接続するとともに、取付管が雨水樋の内壁に突き出ないようにし、その周囲から漏水のないように十分な処置を施すこと。

（排水設備の構造の基準）

第4条 排水設備の構造は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条並びに条例第4条

第4号及び第5号に定めるもののほか、次によるものとする。

- (1) 樋は、排水管渠の内径及び深さに応じた大きさとする。
- (2) 排水管の土かぶりは、宅地内で20センチメートル以上、私道内で45センチメートル以上とする。ただし、これによりがたい場合で、必要な防護をしたときは、この限りでない。
- (3) 台所、浴室、流し場等の汚水を排出する箇所には、固型物の流下を止めるために有効な目幅を持ったストレーナーを設けること。
- (4) 水洗便所、台所、浴室、流し場等の汚水を排出する箇所には、小動物の侵入及び臭気を防止するトラップを取り付けること。
- (5) トラップの封水がサイホン作用又は逆圧によって破れるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。
- (6) 地下室その他下水の自然流下が十分でない場所においては、ポンプ施設等を設けて排水すること。

2 前項各号に掲げる排水設備の構造の詳細は、別に定める基準によるものとする。

(水洗便所の築造に関する基準)

第5条 条例第4条第6号に規定する水洗便所の築造に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 便器は、使用に当たり、完全に洗浄できる装置とする。
- (2) 洗浄用水槽は、洗浄のために必要な水圧が得られる高さに設置すること。
- (3) 洗浄用水槽と大便器を連結する管の内径は、25ミリメートル以上とする。

(排水設備等の計画の確認申請)

第6条 条例第5条第1項（条例第29条の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する排水設備の設置等に関する計画の確認の申請は、排水設備新設・増設・改築計画確認申請書（第1号様式）に、次の表に掲げる図書を添付して行わなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

図書の種類	明示する事項
案内図	方位、道路及び目標となる地物
設計図	平面図
構造図及び詳細図 (地下1階以上又は地上3階以上の建築物の場合)	排水設備の縦断面図及び配管等
承諾書 (他人の土地又は他人の排水設備を使用する場合)	
その他管理者が必要と認める図書	

2 条例第5条第1項（条例第29条の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する除害施設の設置等に関する計画の確認の申請は、除害施設新設・増設・改築計画確認申請書（第2号様式）に、次の表に掲げる図書を添付して行わなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

図書の種類	明示する事項
事業場の概要図書	資本金、従業員数、作業時間、作業内容、原材料、（消耗資材を含む。）の種類、製品名、位置、平面図並びに排水の種類及び量
除害施設の計画説明図書	設置位置、用水及び排水の系統図、汚水を排出する施設の使用方法及び構造図、汚水の量及び水質、汚水の処理方法、除害施設の構造図等
除害施設の維持管理計画書	運転及び水質管理、処理コスト、廃棄物の処理処分方法及び処理コスト等
その他管理者が必要と認める図書	

3 2人以上共同して排水設備等の新設等を行おうとするときは、それらの者のうちから代表者を決定して申請しなければならない。

（排水設備等の工事の完成届）

第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、排水設備については排水設備工事完成届（第3号様式）により、除害施設については除害施設工事完成届（第4号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 排水設備については、完成図。ただし、川崎市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和36年川崎市条例第20号）の規定に基づく助成金の交付又は管理者が別に定めるところにより水洗便所等に係る資金の融資を受けようとする者にあつては、完成図及び水洗便所等設備資金（助成交付・融資）算定表

(2) 除害施設については、除害施設の入口及び出口の水質分析表並びに完成写真

（検査済証）

第8条 条例第7条第2項に規定する検査済証は、排水設備については排水設備工事検査済証（第5号様式）によるものとし、除害施設については除害施設工事検査済証（第6号様式）によるものとする。

2 前項の検査済証は、門戸その他見やすい場所に掲示しなければならない。

第3章 公共下水道等の使用

(除害施設の設置等の適用除外)

第9条 条例第8条の2第2項に規定する管理者が定める項目及び量は、次のとおりとする。

- (1) 生物化学的酸素要求量 1日当たりの平均的な排出量50立方メートル未満
- (2) 浮遊物質量 1日当たりの平均的な排出量50立方メートル未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量に限る。) 1日当たりの平均的な排出量500立方メートル未満
- (4) 窒素含有量 1日当たりの平均的な排出量50立方メートル未満
- (5) 燐含有量 1日当たりの平均的な排出量50立方メートル未満

(水質の測定等)

第10条 条例第8条の3に規定する水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定方法その他管理者が認める検定方法により行うこと。
- (2) 前号の測定の回数は、次に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ該当する回数とする。
 - ア 温度又は水素イオン濃度 排水の期間中1日1回以上
 - イ カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン 14日を超えない排水の期間ごとに1回以上
 - ウ その他の項目又は物質 1月を超えない排水の期間ごとに1回以上
- (3) 第1号の測定は、除害施設の排水口ごとに他の排水による影響が及ばない地点で行うこと。
- (4) 前3号の測定の結果は、5年間保存すること。

2 下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第12条の12に規定する水質の測定義務者が同条の規定に基づき下水の水質を測定する場合の測定の回数は、前項第2号に規定する回数とする。ただし、管理者は、相当の理由があると認めるときは、測定の回数を減ずることができる。

(使用開始等の届出)

第11条 条例第10条(条例第29条の3第1項において準用する場合を含む。)に規定する使用開始等の届出は、公共下水道(一般下水道)使用開始・休止・廃止届(第7号様式)により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の届出があったもの

とみなす。

- (1) 条例第7条第1項の規定により工事の完了を届け出て、同項の検査に合格した場合
- (2) 川崎市水道条例（昭和33年川崎市条例第18号。以下「水道条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定に基づき、給水を停止し、又はこれを解除した場合
- (3) 水道を使用しようとする者が水道条例第16条第1項に規定する給水契約を締結した場合
- (4) 水道を使用する者が水道条例第18条に規定する届出をした場合
- (5) 水道条例第31条の規定に基づき、給水の中止をした場合
- (6) 水道条例第34条の規定に基づき、給水を停止し、又はこれを解除した場合
- (7) 工業用水を使用する者が、川崎市工業用水道条例（昭和31年川崎市条例第10号。以下「工業用水道条例」という。）第8条第2項に規定する変更契約を締結し、又は届出をした場合
- (8) 工業用水を使用しようとし、又は使用する者が工業用水道条例第14条第1項に規定する届出をし、又は同条第5項に規定する承諾を得た場合
- (9) 工業用水道条例第27条の規定に基づき、給水を停止し、又はこれを解除した場合

（一時使用の承認申請）

第12条 条例第11条第1項（条例第29条の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する承認の申請は、公共下水道（一般下水道）一時使用（変更）承認申請書（第8号様式）に、次の表に掲げる図書を添付して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
案内図	方位、道路及び目標となる地物
排水方法を示す図面	排水系統、沈殿槽等の位置及び構造図
工事現場の図面	平面図及び断面図
工事工程表	工事種別及び工事期間
排出汚水量計算書	ポンプの公称揚水量、使用日数及び1日平均使用時間
その他管理者が必要と認める図書	

2 管理者は、前項の申請を承認したときは、公共下水道（一般下水道）一時使用（変更）承認書（第9号様式）を申請者に交付するものとする。

（ディスポーザーの設置等の指示）

第13条 厨芥を粉砕して下水に排除する設備（ディスポーザー）を備える場合は、あらかじめ、管理者の指示を受けなければならない。

（公衆浴場の適用基準等）

第14条 条例第12条に規定する公衆浴場とは、物価統制令施行令（昭和27年政令第319号）第11条の規定により、神奈川県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公

衆浴場をいう。

- 2 条例第 12 条に規定する公衆浴場汚水に係る基本額及び超過額の適用を受けようとする者は、公衆浴場用料金等適用（継続）申請書（兼廃止届）（川崎市水道条例施行規程（平成 22 年水道局規程第 1 号。以下「水道条例施行規程」という。）第 22 号様式）を管理者に提出しなければならない。その者が氏名等を変更したときも、同様とする。
- 3 前項に規定する基本額及び超過額の適用を受ける者は、その適用を受けるのをやめる場合又はその用に供する施設が、第 1 項に規定する公衆浴場に該当しなくなった場合には、速やかに前項に規定する様式により、管理者に届け出なければならない。

（共同住宅等の適用基準等）

第 15 条 条例第 13 条第 1 項第 1 号ただし書の規定（以下「共同住宅扱い」という。）は、一つの建築物内に 2 戸以上の住宅を有するアパート等（以下「共同住宅等」という。）において、次の各号に定めるところにより水道水を使用し、汚水を排出する場合に限り適用するものとする。

- (1) 屋内に水道給水せんが設置されていること。
- (2) 各戸ごとに水道メーターが設置されていないこと。
- (3) 各戸の利用者が家事の用に使用するものであること。

- 2 共同住宅扱いの適用を受けるための申請は、水道条例第 32 条第 4 項に規定するメーター共用住宅戸数及び当該共同住宅等において現に使用している住宅の戸数（以下「使用戸数」という。）を記載した共同住宅等料金等算定適用（変更）申請書（兼廃止届）（水道条例施行規程第 23 号様式）を管理者に提出することにより行うものとする。
- 3 共同住宅扱いの適用を受ける者は、前項の規定により申請したメーター共用住宅戸数又は使用戸数に変更があった場合には、前項に規定する様式により、申請をしなければならない。
- 4 管理者は、第 2 項又は前項の規定により申請された使用戸数が事実と認められる場合は、管理者が決定した使用戸数で次条に定めるところにより使用料を算定することができる。
- 5 第 3 項に規定する者は、共同住宅扱いの適用を受けるのをやめる場合又は第 1 項各号のいずれかに該当しなくなった場合には、速やかに第 2 項に規定する様式により、管理者に届け出なければならない。

（共同住宅等の使用料の算定方法）

第 16 条 共同住宅扱いを適用する場合における使用料の算定は、次により行うものとする。

- (1) 基本額は、条例第 12 条の表（以下「使用料表」という。）に定める基本額に使用戸数を乗じて得た額
- (2) 超過額は、超過汚水量（8 立方メートルに使用戸数を乗じて得た汚水量を超えるものをいう。）に対応する使用料表の超過額の欄に定める区画別従量使用料を乗じて得た額。この場合において、使用料表の超過額の欄に定める汚水量区分のおのおの汚水量は、これに使用戸数を乗じて得た汚水量に読み替えて適用するものとする。

（井戸汚水等の排出量の認定）

第17条 条例第13条第1項第2号に規定するもののうち、井戸汚水等の排出量の認定は次の各号に定めるところによる。

- (1) 動力式揚水設備がなく、かつ、家事のみに使用される井戸については、1世帯5人までは1月10立方メートル、5人を超える場合はその1人を増すごとに2立方メートルを加えた量をもって、当該井戸による汚水の排出量とみなす。
- (2) 前号の井戸が水道と併用されている場合には、前号により算出した量の2分の1をもって、当該井戸による汚水の排出量とみなす。
- (3) 動力式揚水設備がなく、かつ、家事以外に使用される井戸については、使用者の世帯人口、業態、揚水設備、水の使用状況その他の事実を考慮して、当該井戸による汚水の排出量を認定する。
- (4) 動力式揚水設備のある井戸については、条例第16条第1項に規定する計測のための装置によるほか、必要に応じ、世帯人口、その他の事実を考慮して、当該井戸による汚水の排出量を認定する。

(排出汚水量の申告)

第18条 条例第13条第1項第3号に規定する申告書は、排出汚水量認定申告書（第10号様式）によるものとし、遅滞なく管理者に提出しなければならない。

(使用料の徴収方法)

第19条 条例第14条に規定する使用料の徴収方法は、払込み、口座振替又は集金の方法によるものとする。

- 2 条例第13条の2第1項の規定により使用水量を各月均等とみなして計算する場合において、1月の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、当該端数は、各月均等とみなして算定する月のうちの最後の月に繰り越して算定するものとする。

(使用料の減免)

第20条 条例第33条の規定により、使用料を減免できる場合は、使用者又は使用に係る施設が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 障害を有するもので、次に掲げるいずれかに該当するとき。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下この号において「省令」という。）別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有するとき。
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において知能指数が35以下と判定されたとき。
 - ウ 手帳の交付を受け、省令別表第5号の3級に該当する障害を有し、かつ、児童相談所

又は更生相談所において知能指数が 50 以下と判定されたとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長がこれらと同程度の障害を有すると認めたと
き。

(2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による要介護認定を受けた年齢 65 歳以上のもの
ので、要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等
に関する省令（平成 11 年厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する要介
護 4 又は要介護 5 に該当するとき。

(3) 社会福祉に関する施設（国又は地方公共団体が経営するものを除く。）で、次のいずれか
に該当するとき。

ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 1 号から第 5 号までに規定する
事業を行う施設及び同条第 3 項第 2 号から第 11 号までに規定する事業（相談に応ずる事
業を除く。）を行う施設で市長が指定するもの。

イ 更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）第 2 条第 2 項に規定する継続保護事業を行う
施設。

ウ 介護保険法第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設

エ その他市長が必要と認める社会福祉施設

(4) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院（国又は地方公共団
体が経営するものを除く。）であるとき。

(5) 災害その他特に必要があると管理者が認めたとき。

2 前項第 1 号から第 4 号までの規定に該当するときは、次項の規定による申請を受理した場合
において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する額を減額する。

(1) 前項第 1 号又は第 2 号の規定に該当するとき 1 月につき排出汚水量 10 立方メートルの
使用料に相当する額

(2) 前項第 3 号又は第 4 号の規定に該当するとき 使用料に 100 分の 10 を乗じて得た額（1 円
未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

3 第 1 項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、水道料金等減免申請書（兼資格
喪失届）（水道条例施行規程第 36 号様式）又は下水道使用料減免申請書（兼資格喪失届）（第
11 号様式）を管理者に提出しなければならない。

4 第 1 項に規定する減免を受けている者で、同項各号に該当しなくなったときは、速やかに前
項に規定する様式により、管理者に届け出なければならない。

第 4 章 行為の許可及び占用

（行為の許可申請）

第 21 条 条例第 17 条第 1 項（条例第 29 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条第
1 項に規定する許可の申請は、公共下水道（都市下水路・一般下水道）物件設置（変更）許可

申請書（第12号様式）に、条例第17条第1項各号に掲げる図面のほか、次の表に掲げる図書を添付して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
案内図	方位、道路及び目標となる地物
承諾書 (他人の土地又は他人の排水設備を使用する場合)	
その他管理者が必要と認める図書	

2 管理者は、前項の申請を許可したときは、公共下水道（都市下水路・一般下水道）物件設置（変更）許可書（第13号様式）を申請者に交付するものとする。

（政令で定める軽微な物件の設置届）

第22条 条例第17条第2項（条例第29条の3第2項において準用する場合を含む。）及び第19条第2項に規定する届出は、公共下水道（都市下水路・一般下水道）軽微物件設置届（第14号様式）に、次の表に掲げる図書を添付して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
案内図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	境界線、設置する物件と公共下水道、都市下水路又は一般下水道施設との関係、方位及び縮尺
断面図	地盤高、設置する物件と公共下水道、都市下水路又は一般下水道施設との関係及び縮尺
物件の詳細図	
承諾書 (隣接等利害関係のある場合)	
その他管理者が必要と認める図書	

（公共下水道等付近地の掘削届）

第23条 条例第18条の2（条例第29条の3第1項において準用する場合を含む。）に規定する届出は、公共下水道（一般下水道）付近地掘削届（第15号様式）に、次の表に掲げる図書を添付して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
案内図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	境界線、掘削する場所及び設置する物件と公共下水道又は一般下水道施設との関係、方位並びに縮尺
断面図	地盤高、掘削する場所及び設置する物件と公共下水道又は一般下水道施設との関係並びに縮尺
その他管理者が必要と認める図書	

(都市下水路に接続する排水施設の計画の確認申請)

第24条 条例第20条に規定する確認の申請は、汚水排水申請書（第16号様式）により行わなければならない。

(占用の許可申請)

第25条 条例第21条第2項に規定する許可の申請は、下水道敷占用・継続許可申請書（第17号様式）に、次の表に掲げる図書を添付して行わなければならない。

2 管理者は、前項の申請を許可したときは、下水道敷占用・継続許可書（第18号様式）を申請者に交付するものとする。

(保証人)

第26条 管理者は、占用許可に当たり、必要と認めるときは、占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）に対して、占用者と連帯して一切の責に任ずる保証人（市内居住者に限る）を立てることを求めることがある。

2 管理者は、前項の規定による保証人が不相当であると認めるときは、その変更を命ずることがある。

(届出)

第27条 占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく下水道敷占用変更・廃止届（第19号様式）により管理者に届け出なければならない。

- (1) 占用を廃止したとき又は変更しようとするとき。
- (2) 占用者又は保証人がその住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 前条に規定する保証人を変更したとき。
- (4) 相続により占用の許可に基づく権利義務を承継したとき。
- (5) 法人である占用者が合併若しくは分割により占用の許可に基づく権利義務を承継したとき又は解散したとき。

(占用料の算定方法)

第28条 占用料の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 占用期間1月未満のものは1月とする。

(2) 管理者の許可を受けて占用の期間及び目的を変更したときは、次の区分により前号の規定を適用する。

ア 占用期間を短縮したときは、その短縮した期間による。

イ 占用期間を延長したときは、延長期間は新たな占用とみなす。

ウ 占用目的を変更したときは、その翌月分から、新たに占用料を計算する。

(3) 占用の面積が1平方メートルに満たない端数は、これを1平方メートルに切り上げて計算する。

(4) 下水道敷の管理上の都合により、管理者が占用許可の全部又は一部を取り消したときは、第1号の規定にかかわらずその占用の実日数により日割計算をする。

(占用許可の標準)

第29条 下水道敷の開渠である部分を占用し、架蓋工作物を設置しようとする場合は、次の各号によらなければならない。

(1) 開渠幅員1メートル未満の場合は、取りはずしが簡易なものとする。

(2) 開渠幅員が1メートル以上の場合は、長さ5メートルごとに幅1メートル以上の掃除口を設けること。

(市以外の者の行う工事等の承認申請)

第30条 法第16条又は条例第29条の2に規定する承認の申請は、公共下水道（一般下水道）施設工事等承認申請書（第20号様式）に、次の表に掲げる図書を添付して行わなければならない。

図書の種類	明示する事項
案内図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	(1) 既設排水施設の位置、大きさ、勾配及び延長 (2) 新設排水施設の位置、大きさ、勾配及び延長 (3) 放流先の名称、主要地盤高及び縮尺
縦断面図	管渠断面、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土かぶり、流入管関係、放流水面の最高水位、高水位、低水位及び平水位、水準基標（番号及び標高）並びに縮尺
構造図	地盤高、計画高、管渠断面、水準基標（番号及び標高）、測点、記号及び縮尺
その他管理者が必要と認める図書	

2 管理者は、前項の申請を承認したときは、公共下水道（一般下水道）施設工事等承認書（第21号様式）を申請者に交付するものとする。

(市以外の者の行う工事等の着手届)

第31条 法第16条又は条例第29条の2の規定により承認を受けた者は、公共下水道又は一般下水道の施設に関する工事又は維持（以下「工事等」という。）に着手したときは、公共下水道（一般下水道）施設工事等着手届（第22号様式）に、工程表を添付して管理者に届け出なければならない。

(市以外の者の行う工事等の工期延長届等)

第32条 法第16条又は条例第29条の2の規定により承認を受けた者は、やむを得ない理由により、工期若しくは維持期間を延長しようとするとき、又は工事等の内容を変更しようとするときは、公共下水道（一般下水道）施設工事等工期延長届（第23号様式）又は公共下水道（一般下水道）施設工事等変更届（第24号様式）に、当該延長又は変更に係る必要な図書を添付して管理者に届け出なければならない。

(市以外の者の行う工事等の完成届)

第33条 法第16条又は条例第29条の2の規定により承認を受けた者は、工事等を完成したときは、公共下水道（一般下水道）施設工事完成届（第25号様式）に、次の表に掲げる図書を添付して管理者に届け出なければならない。

図書の種類	明示する事項
案内図	方位、道路及び目標となる地物
完成平面図	(1) 既設排水施設の位置、大きさ、勾配及び延長 (2) 新設排水施設の位置、大きさ、勾配及び延長 (3) 放流先の名称、主要地盤高及び縮尺
完成縦断面図	管渠断面、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土かぶり、流入管関係、放流水面の最高水位高水位、低水位及び平水位、水準基標（番号及び標高）並びに縮尺
その他管理者が必要と認める図書	

2 管理者は、前項に規定する届出があった場合は、検査を行い、検査に合格したときは、公共下水道（一般下水道）施設工事等完成検査済証（第26号様式）を届出者に交付するものとする。

(承認を要しない軽微な施設の維持)

第34条 条例第29条の2ただし書に規定する一般下水道の施設の維持で、管理者が定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又は柵の清掃とする。

第5章 雑則

(検査員証の携帯)

第35条 条例第7条の規定により職員が排水設備等の検査を行うときは、排水設備工事検査員証（第27号様式）を携帯しなければならない。

（委任）

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日前に川崎市下水道条例施行規則（昭和36年規則第50号）に基づき調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程

平成22年3月31日
水道局規程第64号

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(指定工事店の資格要件)

第3条 指定工事店は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 専属して従事する川崎市排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を1名以上置く者であること。
- (2) 排水設備の工事（以下「工事」という。）の施工に必要な設備及び器材を有する者であること。
- (3) 神奈川県内に営業所を有する者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 第11条第2項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者
 - ウ 責任技術者として第21条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その代表者又は役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定による指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、川崎市排水設備指定工事店指定・更新申請書（第1号様式。以下「指定工事店申請書」という。）に次の書類を添えて上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 個人の場合は、住民票の写し又は外国人登録原票に登録した事項に関する証明書（以下「登録原票記載事項証明書」という。）、経歴書（第2号様式）及び前条第4号アに該当

しないことを証する書類

- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し並びに代表者及び役員に係る前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図（第3号様式）及び営業所の写真
- (4) 専属の責任技術者名簿（第4号様式）、指定工事店と専属の責任技術者の雇用関係を証する書類及び専属の責任技術者の川崎市排水設備工事責任技術者証の写し
- (5) 設備・器材保有調書（第5号様式）
- (6) その他管理者が必要と認める書類

（指定の決定）

第5条 管理者は、前条の規定による指定工事店申請書の提出があった場合は、内容を審査し、指定の適否を決定し、その旨を川崎市排水設備指定工事店決定通知書（第6号様式）により指定申請者に通知するものとする。

（指定工事店証）

第6条 管理者は、指定工事店の指定をしたときは、川崎市排水設備指定工事店証（第7号様式。以下「指定工事店証」という。）を当該指定を受けた者に交付するものとする。

- 2 指定工事店は、前項の規定により交付を受けた指定工事店証を営業所の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、速やかに川崎市排水設備指定工事店証再交付申請書（第8号様式）を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第11条の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく管理者に指定工事店証を返納しなければならない。
- 5 指定工事店は、第11条第2項の規定により指定の効力を停止されたときは、その期間、管理者に指定工事店証を返納しなければならない。

（指定工事店の責務及び遵守事項）

第7条 指定工事店は、下水道に関する法令並びに条例、川崎市下水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第59号）及びこの規程（以下「法令等」という。）その他これらの規定に基づいて管理者が定めるところに従い、誠実に工事を施工しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
 - (2) 工事は適正な価格で行い、工事の契約に際しては、金額、期限その他必要事項を明確に示すこと。
 - (3) 管理者が認める場合を除き、工事の全部又は大部分を一括して他の者に請け負わせ、又は委託しないこと。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与しないこと。
 - (5) 工事は、条例第5条に規定する管理者の確認を受けた後、着手すること。

- (6) 責任技術者の監理の下に設計を行い施工すること。
- (7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者側の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修すること。
- (8) 災害等緊急時において、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力するよう努めること。
- (9) 工事の申込みに関する帳簿には、申込者の住所、氏名、工事場所及び申込年月日を記載し、又は記録し、管理者が必要と認め、当該帳簿（電磁的記録（電子的方法、磁気的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）を保存している場合は、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の提出を求めた場合には、速やかに提出すること。
- (10) 工事に使用する材料は、管理者が承認する規格のものとする。
- (11) 工事の完了検査には、専属の責任技術者を立ち合わせる。

（指定の有効期間）

第8条 指定工事店の指定の有効期間は、5年とする。ただし、特別の理由があるときは、管理者は、これを短縮することができる。

（指定の更新）

第9条 指定工事店は、前条の規定による指定の有効期間満了後、引き続き指定を受けようとするときは、管理者の指定する日までに指定工事店申請書に第4条各号に規定する書類を添えて管理者に提出し、指定の更新を受けなければならない。

2 第5条及び第6条第1項の規定は、前項に規定する指定の更新について準用する。

（資格要件及び異動等に関する事項の届出義務）

第10条 指定工事店は、第3条各号のいずれかの資格要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止しようとするときは川崎市排水設備指定工事店指定辞退届（第9号様式。以下「指定辞退届」という。）を、指定工事店としての営業を休止しようとするときは川崎市排水設備指定工事店営業休止届（第10号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、速やかに川崎市排水設備指定工事店異動届（第11号様式）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき（住居表示の実施等により変更があった場合を含む。）。
- (5) 専属の責任技術者に異動があったとき。
- (6) 電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は停止)

第11条 管理者は、指定工事店から前条第1項の指定辞退届の提出があったときは、指定を取り消さなければならない。

2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲において指定の効力を停止することができる。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) 第3条各号のいずれかの資格要件を欠くに至ったにもかかわらず、前条第1項の指定辞退届の提出を怠ったとき。

(3) 業務に関し不誠実な行為があるなど、管理者が指定工事店として不適当と認めたとき。

(告示)

第12条 管理者は、指定工事店に関し次のいずれかに掲げる措置をしたときは、これを告示するものとする。

(1) 指定工事店を新たに指定し、又は指定の更新をしたとき。

(2) 指定工事店の指定を取り消し、又はその効力を停止したとき。

(調査等)

第13条 管理者は、業務上必要な範囲内において、指定工事店及び責任技術者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして現地調査をさせることができる。

(責任技術者の登録資格)

第14条 社団法人日本下水道協会（昭和40年1月16日に社団法人日本下水道協会という名称で設立された法人をいう。）神奈川県支部（以下「神奈川県支部」という。）が実施する責任技術者に係る試験（以下「試験」という。）に合格した者で当該合格の日から起算して5年を経過していないもの又は管理者が相当の資格があると認めた者は、責任技術者の登録を受ける資格を有するものとする。

2 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(2) 不正行為等により試験の合格を取り消され、又は第21条の規定により責任技術者としての登録を取り消され、それぞれの取消しの日から起算して2年を経過していない者

(責任技術者の登録申請)

第15条 前条第1項の規定による責任技術者の登録の資格を有する者で当該登録を受けようとするもの（以下「登録申請者」という。）は、川崎市排水設備工事責任技術者新規・更新登録申請書（第12号様式。以下「責任技術者登録申請書」という。）に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 試験に合格したことを証する書類（試験に合格した者が、登録申請者となる場合に限る。）

(2) 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書

- (3) 写真2枚
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(登録の決定)

第16条 管理者は、前条の規定による責任技術者登録申請書の提出があった場合は、内容を審査し、登録の適否を決定し、その旨を川崎市排水設備工事責任技術者登録決定通知書（第13号様式）により登録申請者に通知するものとする。

(責任技術者証)

第17条 管理者は、責任技術者の登録をしたときは、川崎市排水設備工事責任技術者証（第14号様式。以下「責任技術者証」という。）を当該登録を受けた者に交付するものとする。

- 2 責任技術者は、工事の監理及び施工に当たっては責任技術者証を常に携帯し、市の職員から求められたときはこれを提示しなければならない。
- 3 責任技術者は、責任技術者証をき損し、又は紛失したときは、速やかに川崎市排水設備工事責任技術者証再交付申請書（第15号様式）を管理者に提出し、再交付を受けなければならない。
- 4 責任技術者は、氏名、住所又は勤務先に異動があったとき（住居表示の実施等により変更があった場合を含む。）は、速やかに川崎市排水設備工事責任技術者異動届（第16号様式）に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、管理者に届け出なければならない。
- 5 責任技術者は、第21条の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく責任技術者証を管理者に返納しなければならない。
- 6 責任技術者は、第21条の規定により登録の効力を停止されたときは、その期間、責任技術者証を管理者に返納しなければならない。

(責任技術者の責務)

第18条 責任技術者は、法令等その他これらの規定に基づいて管理者が定めるところに従い、工事の設計、監理及び施工に当たらなければならない。

(登録の有効期間)

第19条 責任技術者の登録の有効期間は5年とする。ただし、特別な理由があるときは、管理者はこれを変更することができる。

(登録の更新及び更新講習)

第20条 責任技術者は、前条の規定による登録の有効期間満了後、引き続き登録を受けようとするときは、神奈川県支部が実施する排水設備工事責任技術者更新講習（以下「更新講習」という。）を受けなければならない。

- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、管理者の指定する日までに責任技術者登録申請書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
 - (1) 更新講習を受講したことを証する書類
 - (2) 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
 - (3) 写真2枚

(4) その他管理者が必要と認める書類

3 第16条及び第17条第1項の規定は、前項に規定する登録の更新について準用する。

(登録の取消し等)

第21条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲において登録の効力を停止することができる。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者となったとき。

(3) 不正行為等により試験の合格を取り消されたとき。

(4) 業務に関し不誠実な行為があるなど、管理者が責任技術者として不適当と認めたとき。

(川崎市排水設備指定工事店等資格審査委員会)

第22条 次に掲げる事項を審議するため、上下水道局に川崎市排水設備指定工事店等資格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(1) 指定工事店の指定の取消し及び指定の効力の停止に関すること。

(2) 責任技術者の登録の取消し及び登録の効力の停止に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、指定工事店及び責任技術者に係る重要な事項に関すること。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

(委任)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式目次

様式番号	名 称	関係条文
1	川崎市排水設備指定工事店指定・更新申請書	第4条 第9条第1項
2	経歴書	第4条第1号
3	営業所の平面図及び付近見取図	第4条第3号
4	専属の責任技術者名簿	第4条第4号
5	設備・器材所有調書	第4条第5号
6	川崎市排水設備指定工事店決定通知書	第5条 第9条第2項

7	川崎市排水設備指定工事店証	第6条第1項
8	川崎市排水設備指定工事店証再交付申請書	第6条第3項
9	川崎市排水設備指定工事店辞退届	第10条第1項
10	川崎市排水設備指定工事店営業休止届	第10条第1項
11	川崎市排水設備指定工事店異動届	第10条第2項
12	川崎市排水設備工事責任技術者新規・更新登録申請書	第15条 第20条第2項
13	川崎市排水設備工事責任技術者登録決定通知書	第16条 第20条第3項
14	川崎市排水設備工事責任技術者証	第17条第1項
15	川崎市排水設備工事責任技術者証再交付申請書	第17条第3項
16	川崎市排水設備工事責任技術者異動届	第17条第4項

川崎市水洗便所設備費助成に関する条例

昭和36年3月31日
条例第20号

最近改正 平成21年12月24日条例第61号

(目的)

第1条 この条例は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の規定に基づく本市の処理区域（以下「処理区域」という。）内及び当該処理区域に隣接する区域において、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする者及び既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする者に対し、その設備費助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その適正な設置及び普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付は、処理区域内における建築物の所有者又はその所有者の同意を得た使用者で、当該区域において下水の処理を開始した日から3年以内に、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとするもの及び既設のし尿浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとするものに対して行なう。

2 前項に規定する期間を超える場合においても、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がその期間を超えることについて相当の事由があると認めるときは、助成の対象とすることができる。

3 第1項に定めるもののほか、処理区域に隣接する区域における建築物の所有者又はその所有者の同意を得た使用者が、くみ取り便所を水洗便所に改造し、及び既設のし尿浄化槽を廃止して、処理区域内の公共下水道に接続することについて管理者が認めるときは、助成の対象とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、1設備当たり既設の便所の大便器の数又はし尿浄化槽に接続する大便器の数が1個のときは10,000円とし、2個以上のときは1個につき5,000円とする。

2 前項の「1設備」とは、1個のくみ取り口を有する既設の便所を水洗便所に改造し、又は1基のし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続することをいう。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者において特別の事由があると認めた場合に限り、助成金の額を増額することができる。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、管理者に申請しなければならない。

(助成金の取消し等)

第5条 管理者は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成

金交付の決定を取り消し、又は交付した助成金の全額の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りの申請又は不正の方法によって助成金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 水洗便所に改造しようとする家屋が取り壊され、又は火災その他災害により滅失したとき。
- (3) 前2号のほか、管理者において助成の必要がないと認めたとき。

(助成金の流用禁止)

第6条 助成金は、改造工事以外の用途に使用してはならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

(抄) 附 則 (平成21年12月24日条例第61号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市水洗便所設備費助成に関する条例施行規程

平成22年3月31日
水道局規程第60号

(趣旨)

第1条 この規程は、川崎市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和36年川崎市条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(助成金の交付申請)

第2条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書（別記様式）に次の書類を添付して上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請者が建築物の所有者と異なるときは、所有者の承諾書
- (2) 申請者が条例第3条第3項に該当する者であるときは、その旨を証する書類
- (3) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用を受ける共同住宅等においては、居住者全員の承諾書又は同法第42条に基づく議事録の写し
- (4) その他管理者が指示する書類

2 前項の申請は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号。以下「下水道条例」という。）第5条に基づく排水設備等の設置等に関する計画確認の申請と同時に行なうものとする。

(助成工事の施行)

第3条 助成金の交付を受ける工事は、管理者の定める川崎市排水設備技術基準に基づき、川崎市排水設備指定工事店に施行させなければならない。ただし、特に管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(助成金の交付時期)

第4条 助成金は、下水道条例第7条の規定に基づく検査に合格した後に交付するものとする。

(雑則)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市水洗便所等設備資金融資要綱

22川上サ営第171号

平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、本市の処理区域内及び当該処理区域に隣接する区域において、くみ取り便所を水洗便所に改造するための工事を行おうとする者、既設のし尿浄化槽を廃止するための工事を行おうとする者又はこれらの工事と併せて雨水等の排水設備工事を行おうとする者に対し、当該工事に必要な資金の融資（以下「融資」という。）を行うことにより、水洗便所の普及の促進及び環境衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- (2) 水洗便所 污水管が公共下水道に連結された便所をいう。
- (3) し尿浄化槽の廃止 し尿浄化槽を廃止してし尿を直接公共下水道に排除することをいう。
- (4) 排水設備 法第10条第1項に規定する排水設備をいう。

(融資の対象)

第3条 融資の対象となる設備工事は、処理区域内における建築物の所有者又はその所有者の同意を得た使用者が行う次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該処理区域についての法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造する工事又は既設のし尿浄化槽を廃止するための工事
 - (2) 前号に掲げる工事と同時に行う雨水の排水設備工事及びその他の排水設備工事
- 2 前項第1号に規定する期間を超える場合においても、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）がその期間を超えることについて相当の事由があると認めるときは、融資の対象とすることができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、処理区域に隣接する区域における建築物の所有者又はその所有者の同意を得た使用者が、処理区域内の公共下水道に接続するために同項各号に掲げる設備工事を行うことについて管理者が認めるときは、融資の対象とする。
- 4 前3項の融資を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
- (1) 返済能力のある者

(2) 職業を有する者で、独立の生計を営んでいる者

(3) 管理者が特に認める者

(融資の算定及び限度額)

第4条 前条第1項及び第3項に規定する設備工事に対する融資の額は、管理者が定める融資額算定基準により算出した額以内とし、限度額は1設備工事当たり450,000円とする。ただし、1設備工事に要した費用から川崎市水洗便所設備費助成に関する条例（昭和36年川崎市条例第20号）に基づき交付される助成金を差し引くものとし、融資の額は900円単位とする。

2 前項に規定する1設備工事とは、1個のくみ取り口を有する既設の便所を水洗便所に改造する工事若しくは1基のし尿浄化槽を廃止し、し尿を公共下水道に排除するための工事又はこれらの工事と同時に行う雨水の排水設備工事若しくはその他の排水設備工事をいう。

3 前2項の規定にかかわらず、アパート、寮等において、くみ取り口が1個であっても、大便器が2個以上ある場合は、1個を超える分に対し、それぞれ135,000円以内を融資することができる。ただし、最高限度額を1,350,000円とする。

4 分流式公共下水道に雨水を排除するための設備工事については、第1項に規定する融資の額のほかに1建築物当たり90,000円以内を融資することができる。

5 第1項又は前項の規定にかかわらず、管理者において特別の事由があると認めた場合に限り、融資の額を増額することができる。

(融資の申請)

第5条 融資を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所等設備資金融資申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 申請者及び連帯保証人の印鑑登録証明書

(2) 申請者及び連帯保証人の納税証明書、所得証明書又は資産証明書

(3) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用を受ける共同住宅等においては、居住者全員の承認書又は同法第42条に基づく議事録の写し

(4) その他管理者が必要と認める書類

(連帯保証人)

第6条 申請者は、連帯保証人を1人立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は管理者が特に認める場合を除き、本市に居住する者であり、かつ、管理者が保証人としての資格があると認める者でなければならない。

3 管理者は、必要があると認めるときは、連帯保証人の変更を命ずることができる。

(融資の決定)

第7条 管理者は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、融資の依頼を決定したものについては、水洗便所等設備資金融資依頼決定通知書（第2号様式）により、当

該申請者に通知するとともに、取扱金融機関に融資の依頼を行うものとする。

(融資)

第8条 前条に規定する依頼及び当該依頼に係る取扱金融機関からの融資は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）第7条の規定に基づく工事の検査に合格した後に行うものとする。

2 管理者は、前項の検査合格後、融資の依頼額を確定し、水洗便所等設備資金融資依頼額確定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するとともに、取扱金融機関に水洗便所等設備資金融資依頼書（第4号様式）を送付するものとする。

3 取扱金融機関は、前項の通知を受けたときは、速やかに融資を行うものとする。

(返済等)

第9条 融資の返済は、融資を受けた月の翌月から36か月において、毎月均等返済とする。ただし、繰上返済を妨げない。

2 水洗便所に改造し、又は排水設備を改造した建築物が火災その他の災害により、滅失又は損傷した場合には、融資を受けた者（以下「借受人」という。）の申請により、融資の返済期限を延長することができる。

3 融資は、無利子とする。

4 融資の返済期限は、毎月6日とする。ただし、その日が土曜日又は民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

(損失補償)

第10条 融資依頼により資金の融資を行った取扱金融機関が当該借受人の債務の不履行により損失を受けたときは、上下水道局が取扱金融機関との契約に基づき、その損失を補償するものとする。

(債権の譲受等)

第11条 前条の規定により損失補償をしたときは、上下水道局は速やかに取扱金融機関の借受人に対する債権を譲り受け、当該債権に係る金銭消費貸借契約証書に基づき借受人及び第6条に規定する連帯保証人に債務の履行を求めるものとする。

2 管理者は、借受人が履行期限までに債務の履行をしなかったときは、履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、当該履行すべき金額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞利子（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該延滞利子の金額とする。）を併せて徴収する。ただし、当該延滞利子の金額が1,000円未満のとき、又は管理者が災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定による利子の計算についての年当りの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当りの割合とする。

(融資の決定の取消し等)

第12条 管理者は、融資依頼の決定を受けた者、又は既に融資を受けた者が次の各号のいずれか

に該当するときは、融資依頼の決定の取消し、及び既に融資した資金の回収について取扱金融機関と協議するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により融資の決定、又は融資を受けたとき。
- (2) 当該建築物を他人に譲渡し、又は使用しなくなったとき。
- (3) 融資決定の通知を受けた日から3か月を経過してもなお所定の手続をしないとき。
- (4) 融資を受けた資金を、この要綱に定める以外の目的に使用したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(届出の義務等)

第13条 借受人(第4号に該当する場合は、その相続人とする。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 借受人及び連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 借受人及び連帯保証人が差押えを受け、又は破産したとき。
- (3) くみ取り便所を水洗便所に改造した建築物等を他人に譲渡し、転貸し、又は取り壊そうとするとき。
- (4) 借受人が死亡したとき。

2 借受人は、保証人がその資格を失い、若しくは死亡したことにより新たに保証人を定めようとするとき又は保証人を変更しようとするときは、届け出て管理者の承認を受けなければならない。

(取扱金融機関の義務)

第14条 取扱金融機関は、当月中の融資の状況を翌月6営業日までに川崎市水洗便所等設備資金融資状況報告書(第5号様式)により、管理者に報告しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市水洗便所等設備資金融資要綱施行細則

〔22川上サ営第172号〕
平成22年4月1日

（目的）

第1条 この細則は川崎市水洗便所等設備資金融資要綱（平成22年4月1日22川上サ営第171号。以下「要綱」という。）第15条に規定する要綱の施行に関し必要な事項を定める。

（増額融資の対象）

第2条 増額融資の対象となる設備工事は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）の適用を受ける共同住宅等において、大型のし尿浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道に排除するための工事費が多額になる場合の工事及び分流式公共下水道の区域における建築物の排水設備が合流式となっている場合、これを分流式に変更するための工事
- （2）前号に規定する共同住宅等以外の共同住宅等において行う前号に規定する工事
- （3）上下水道局が公共下水道布設に併せて直接接続する団地内污水处理施設廃止工事及び分流式公共下水道の区域における団地内建築物の排水設備が合流式となっている場合、これを分流式に変更するための工事

（増額融資の条件）

第3条 前条第3号の前段の工事については、次の各号に掲げる条件を備えている場合に増額融資するものとする。

- （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）等及び本市の団地造成事業等施行基準に基づき設けられた下水管きょ及びこれに付随する下水道施設が、上下水道局の下水道施設引継要領により引継がれた後に、污水处理施設を廃止すること。
 - （2）污水处理施設に接続されている排水設備が合流式となっているときは、すべての排水設備が分流式に変更になった後に、当該污水处理施設を廃止すること。
 - （3）公共下水道を污水处理施設の設置区域における排水管に接続した日以後に、住民が自己の負担において共同で污水处理施設の廃止工事を施行し、住民が跡地を利用すること。
- 2 前条第3号の工事については、上下水道局が公共下水道を污水处理施設の設置区域における排水管に接続する工事契約をした日以後、当該污水处理施設の廃止工事の前までの間に、分流式に変更しなければならない。

（増額融資を受けることができる者）

第4条 増額融資を受けることができる者は、第2条に規定する工事を行う者で、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）第2条第1号に規定する共同住宅等においては、居住者全員の承認を受けた代表者又は区

分所有法第25条に基づく管理者とする。

- (2) 第2条第2号に規定する共同住宅等においては、建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者とする。
- (3) 第2条第3号に規定する団地においては、汚水処理施設及び当該施設が設置されている土地の所有者全員の承諾を得た代表者、第2条第1号に規定する区分所有法第25条に基づく管理者又は当該処理施設及び土地の所有者全員の同意を得た使用者とする。
- (4) 第2条第3号に規定する団地内建築物においては、第2条第1号に規定する区分所有法第25条に基づく管理者とし、第2条第1号に規定する区分所有法適用外の共同住宅等及び共同住宅等以外の住宅の場合、建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者とする。

(増額融資の限度額等)

第5条 増額融資の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大型のし尿浄化槽を廃止し、汚水を公共下水道に排除するための工事に要する額は、要綱第4条第1項に規定する450,000円のほか2,790,000円までとする。
 - (2) 分流式公共下水道の区域における共同住宅等の建築物の排水設備が合流式となっている場合、これを分流式に変更するための必要な工事費とする。
- 2 前項に規定する増額融資の額は、川崎市排水設備技術基準（昭和59年2月7日58川下管2第585号）を基準として算定した工事費の範囲内において決定するものとする。

(貸付金融資の利子、返済の方法等)

第6条 前各条に定めるもののほか、貸付金の利子、返済方法、連帯保証人その他の貸付条件は、要綱の例によるものとする。

(特別申請書)

第7条 要綱第3条第1項第1号に規定する期間を越えて融資の申請を行う場合は、特別申請書（別記様式）により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この細則の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

川崎市水洗化改造特別助成工事取扱要綱

22川上サ営第171号

平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号の規定に基づく本市の処理区域（以下「処理区域」という。）内において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けている世帯（以下「被保護世帯」という。）がくみ取り便所を水洗便所に改造しようとするとき、特別助成工事として、その工事を上下水道局において施行し、その適正な設置及び普及を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的とする。

(対象)

第2条 特別助成工事は、処理区域内において現に居住し、かつ所有する家屋のくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする被保護世帯に対して行う。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める場合は被保護世帯の現に居住する家屋が借家であっても特別助成工事を行う。

(条件)

第3条 特別助成工事は、前条に規定する被保護世帯が居住する町内会内の水洗便所の普及率が70%以上にならなければ行わない。ただし、当該区域が法第11条の3第1項に規定する水洗便所に改造すべき期間を超えるときは、特別助成工事を行う。

(特別改造工事の範囲)

第4条 特別助成工事は、大便器又は兼用便器の据え付け工事及び第1ますまでの排尿管工事とする。

(工事の回数)

第5条 特別助成工事は原則として、1世帯1回限りとする。

(工事の申請)

第6条 特別助成工事を受けようとする者は、水洗化改造特別助成工事申請書（別記様式）を管理者に提出しなければならない。

(施行)

第7条 特別助成工事は、管理者の定める標準設計に基づき、管理者が指定する川崎市排水設備指定工事店に施行させる。

(費用)

第8条 特別助成工事費は、全額上下水道局において負担する。

2 前項に規定する工事費は、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）第7条に規

定する上下水道局の検査に合格した後に精算する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱

22川上サ営第171号

平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79条）第2条第8号の規定に基づく本市の処理区域（以下「処理区域」という。）、当該処理区域に隣接する区域及び公共下水道工事施行中の区域で近く処理区域の公示が予定される区域において既設の私道に共同排水設備を敷設するための工事（以下「共同排水設備工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付し、水洗便所の普及促進を図り、もって生活環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法施行前の道で道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路及び道をいう。
- (2) 工事施行者 私道に接する建築物の所有者又は所有者の同意を得た使用者で当該私道に共同排水設備工事を行う者をいう。

(助成対象)

第3条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、処理区域内及び近く処理区域の公示が予定される区域において、次の各号に掲げる条件を備えている場合に工事施行者に助成金を交付する。

- (1) 当該私道の一端が公道に接続していること。
 - (2) 当該私道の幅員が1メートル以上あり、かつ、支障なく共同排水設備工事ができるものであること。
 - (3) 共同排水設備工事完了後、直ちに（近く処理区域の公示が予定される区域にあつては公示された日以後）くみ取り便所が水洗便所に改造され、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続されるものであること。
 - (4) 当該私道の所有者その他権利者の共同排水設備の敷設についての承諾が得られているものであること。
 - (5) 当該私道の共同排水設備に汚水を排除する建築物が2戸以上あること。
- 2 前項に定めるもののほか、処理区域に隣接する区域における私道について前項の条件を備えているものにつき管理者が認めるときは、工事施行者に助成金を交付する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の公示の日から3年を経過した後第5条の規定による申請がなされるものについては助成対象としない。

ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合はこの限りではない。

- 4 助成金の交付の対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）は、別表に掲げるとおりとし、舗装（助成対象工事に伴い道路の原形復旧として行うものを除く。）の工事は、除くものとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、助成対象工事について、別に定める川崎市排水設備技術基準及び川崎市私道共同排水設備敷設工事標準単価表に基づき算定された工事費の額と助成対象工事に要した経費とを比較して、いずれか低い額に5分の4を乗じて得た額に相当する額とする。ただし、前条第3項ただし書の規定により、管理者が特別の理由があると認めた場合については別に定める。

- 2 前項に規定する助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 工事施行者は、助成金の交付を受けようとするときは、工事に着手する前に、私道共同排水設備敷設助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- （1）私道共同排水設備敷設工事設計書（第2号様式）
- （2）誓約書（第3号様式）
- （3）委任状（第3号様式）
- （4）その他管理者が必要と認める書類

（助成金交付の可否の決定等）

第6条 管理者は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により助成金を交付することを決定したときは、私道共同排水設備敷設助成金交付決定通知書（第4号様式）により当該工事施行者に通知するものとする。

（工事の施行）

第7条 工事施行者は、当該共同排水設備工事を、川崎市下水道条例（昭和36年川崎市条例第18号）第6条第1項に規定する川崎市排水設備指定工事店に施行させるものとする。ただし、工事の規模により当該指定業者が施行することが困難な場合には、川崎市競争入札参加者選定規程（昭和50年川崎市訓令第7号）第6条の規定により認定された有資格業者に施行させることができる。

- 2 工事施行者は、助成金交付決定の日から原則として3月以内に共同排水設備工事を完了しなければならない。

（工事の変更）

第8条 工事施工者が助成金交付決定を受けた後に、工事の内容又は工期を変更しようとする場

合は、私道共同排水設備敷設工事変更承認申請書（第5号様式）により管理者の承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更で管理者が認めたものについては、この限りでない。

（完了の届出）

第9条 工事施行者は、共同排水設備工事が完了したときは、当該工事が完了した日から5日以内に私道共同排水設備敷設工事完了届（第6号様式）を管理者に提出しなければならない。

（完了の検査）

第10条 管理者は、前条の工事完了届を受理したときは、速やかに工事完了検査を行うものとする。

（助成金の交付等）

第11条 管理者は、前条の規定による完了検査の結果、工事の内容が適正であると認めたときは、第4条の規定により助成金の額を確定し、当該工事施行者に対し助成金を交付するものとする。

2 前項の規定により助成金を交付する場合は、私道共同排水設備敷設助成金交付確定通知書（第7号様式）により当該工事施行者に通知するものとする。

（助成金交付決定の取消し）

第12条 管理者は、工事施行者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により助成金交付決定を受けたとき。

（2）管理者が付した条件又は管理者の指示に従わなかったとき。

（助成金の返還）

第13条 管理者は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、既に工事施行者に助成金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

（共同排水設備の維持管理）

第14条 工事施行者は、助成により敷設された共同排水設備について、当該設備の機能を損なわないよう適正に維持管理を行わなければならない。

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

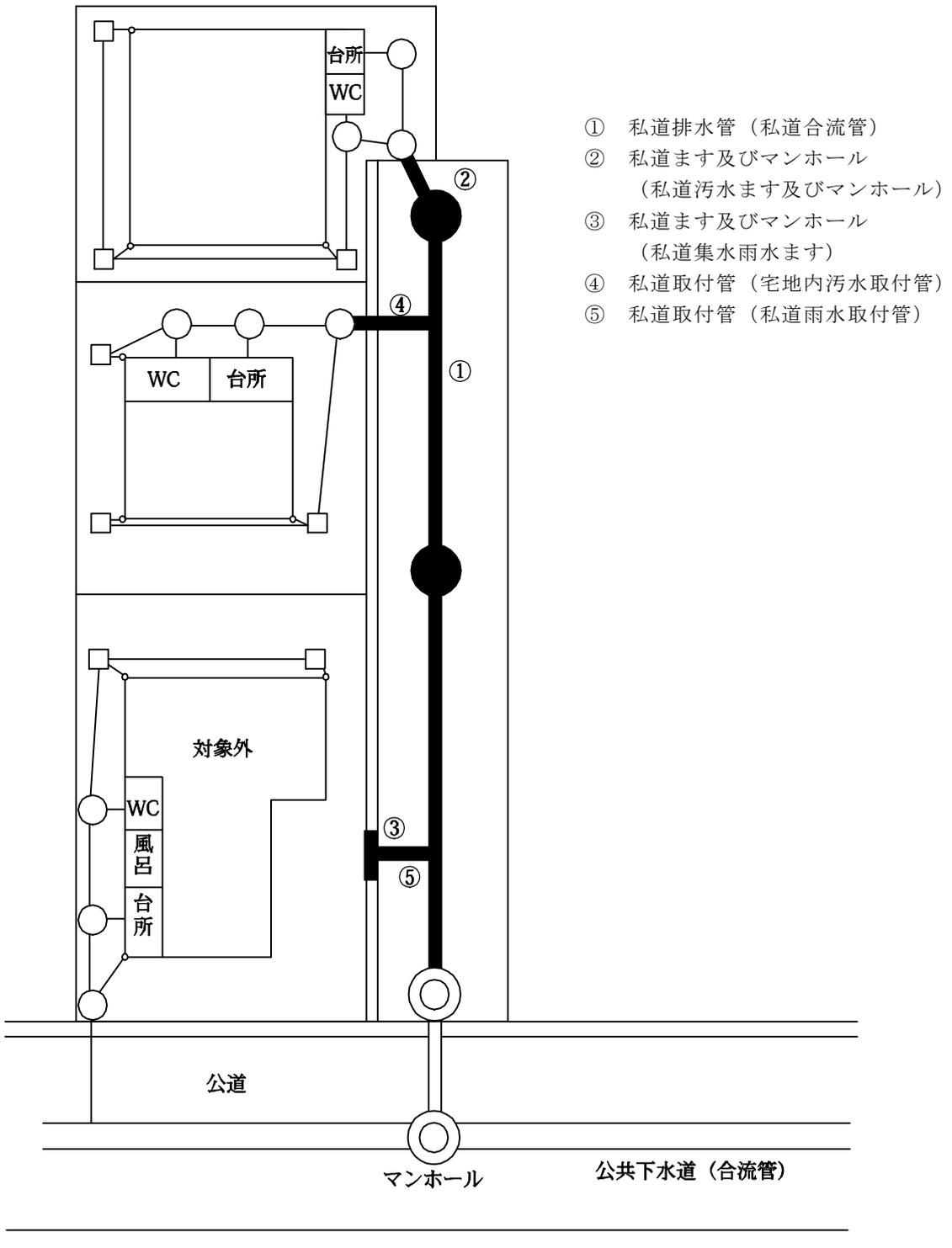
別表第1（第3条関係）

助成対象工事

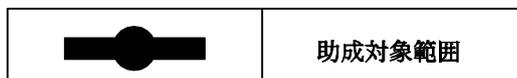
- 1 私道内に設置する次の共同排水設備の施設で管理者が必要と認めるものの敷設
 - （1）私道排水管及び側溝
 - （2）私道ます及びマンホール
 - （3）私道取付管
- 2 前項の工事の施行に伴い必要となる設計、試験掘、ガス管又は水道管の移設又は切回し、仮設及び道路の復旧その他のもので管理者が必要と認めるもの
- 3 分流式の公共下水道の処理区域内において、宅地内からの雨水を私道排水管に流入させるために宅地内最下流に設けるますで管理者が必要と認めるものの敷設

川崎市私道共同排水設備敷設工事助成対象標準図

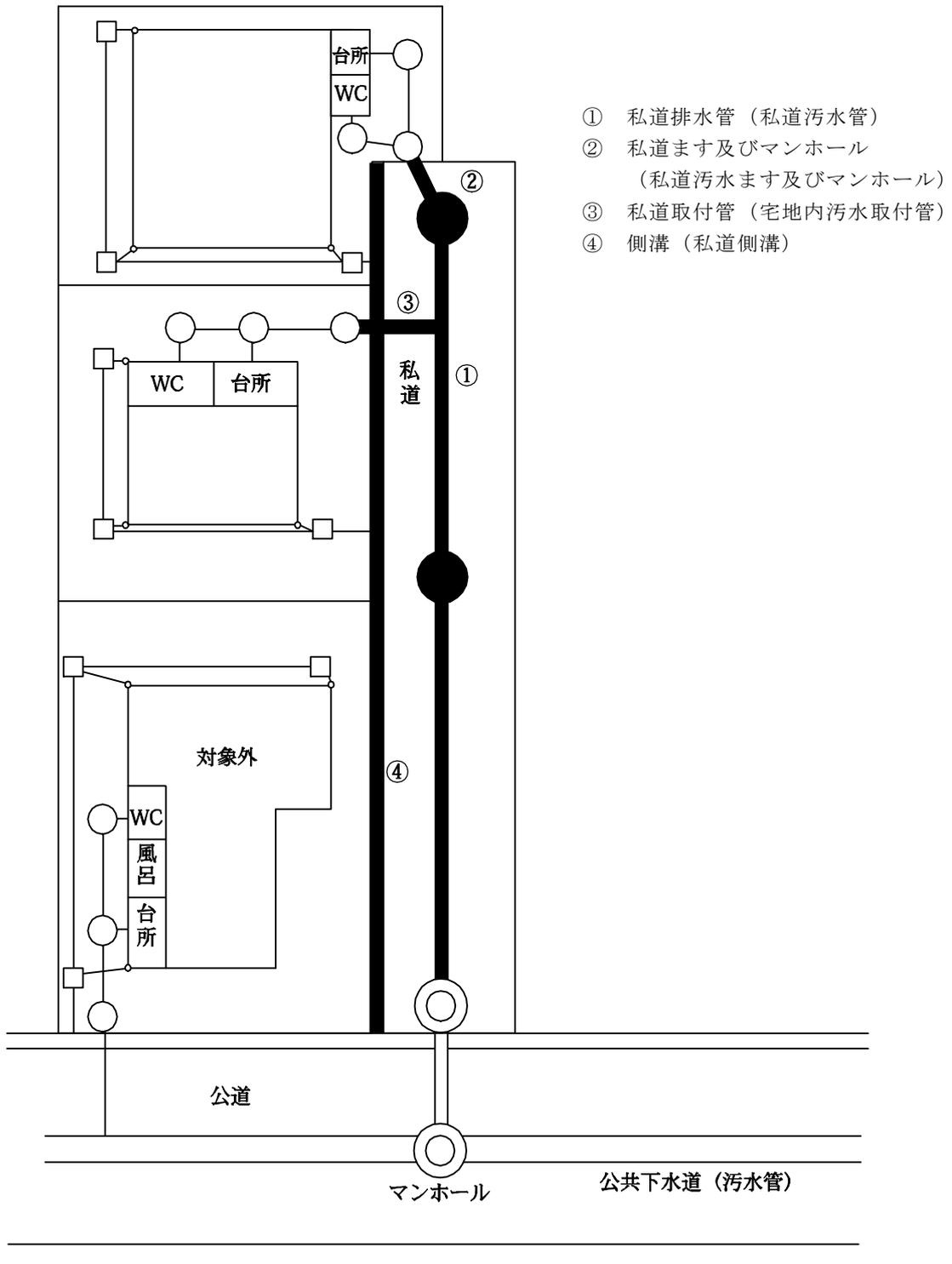
(別表第1-1) 合流地区



凡例



(別表第1-2) 分流地区 (雨水側溝使用の場合)
 (単条管地域の場合)

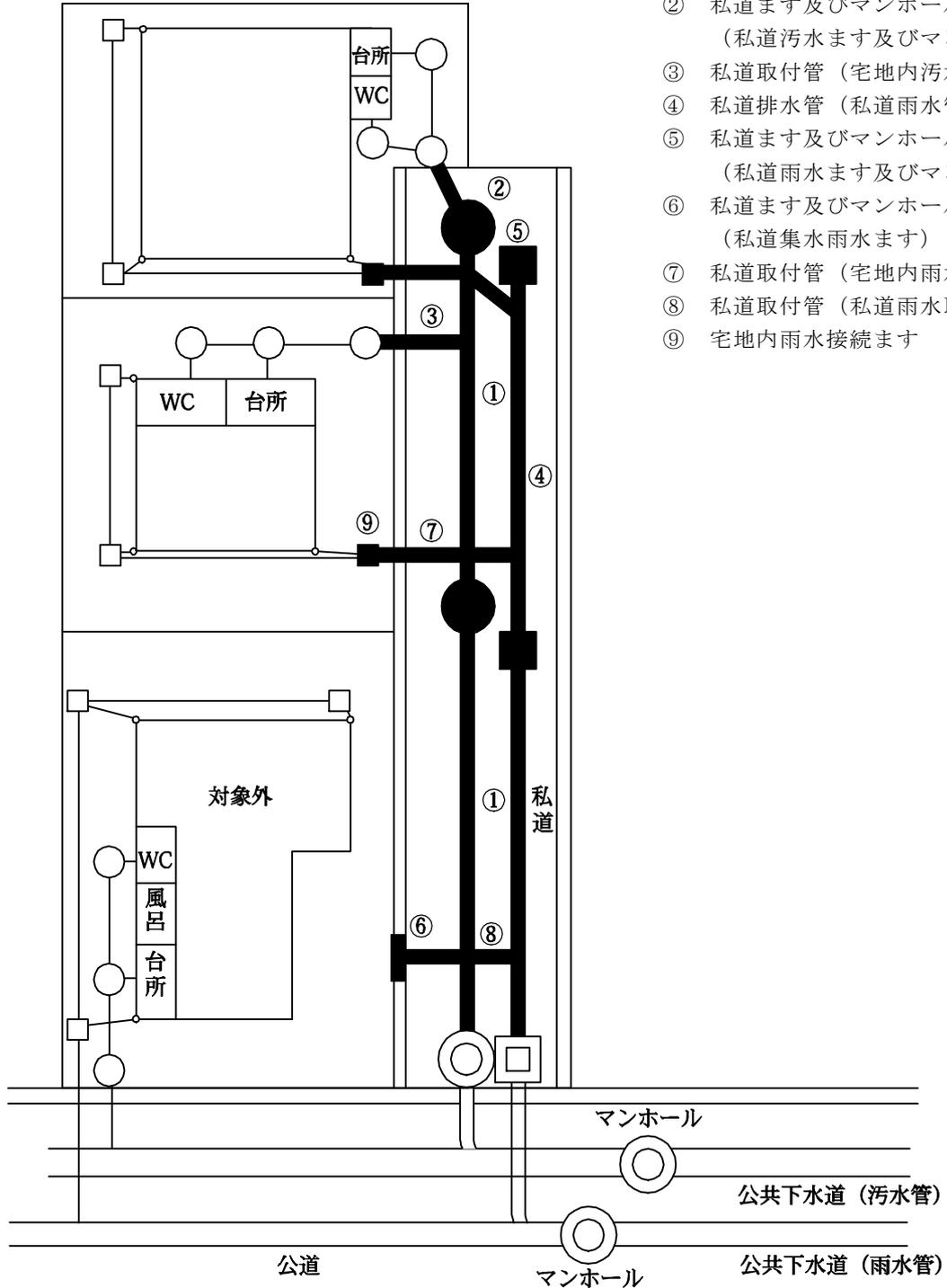


凡例



(別表第1-3) 分流地区 (雨水管きよ使用の場合)

(二条管地域の場合)



- ① 私道排水管 (私道污水管)
- ② 私道ます及びマンホール (私道污水ます及びマンホール)
- ③ 私道取付管 (宅地内污水取付管)
- ④ 私道排水管 (私道雨水管)
- ⑤ 私道ます及びマンホール (私道雨水ます及びマンホール)
- ⑥ 私道ます及びマンホール (私道集水雨水ます)
- ⑦ 私道取付管 (宅地内雨水取付管)
- ⑧ 私道取付管 (私道雨水取付管)
- ⑨ 宅地内雨水接続ます

凡例



川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱施行細則

〔22川上サ営第172号〕
平成22年4月1日

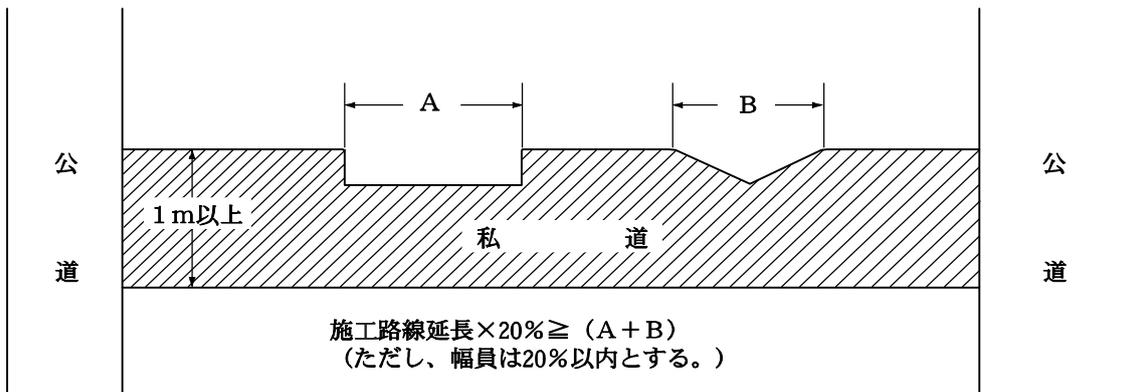
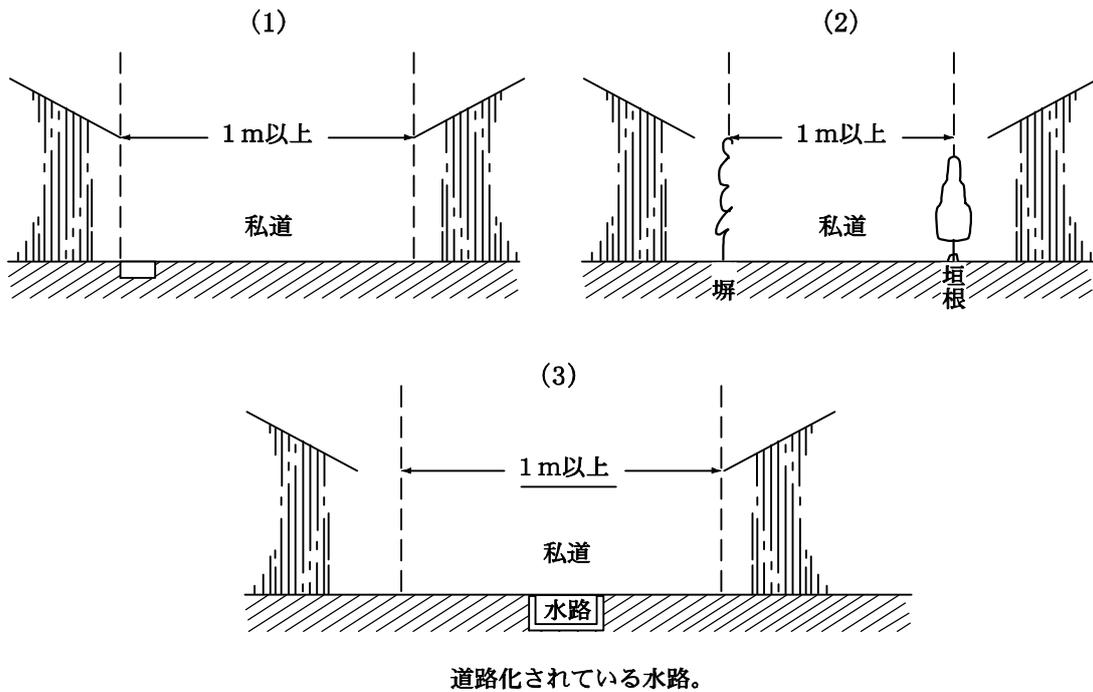
(目的)

第1条 この細則は、川崎市私道共同排水設備敷設助成金交付取扱要綱（平成22年4月1日22川上サ営第171号。以下「要綱」という。）第15条に規定する要綱の施行に関し必要な事項を定める。

(幅員の解釈)

第2条 要綱第3条第1項第2号に定める私道の幅員が1メートル以上とは、次の例示のとおりとする。

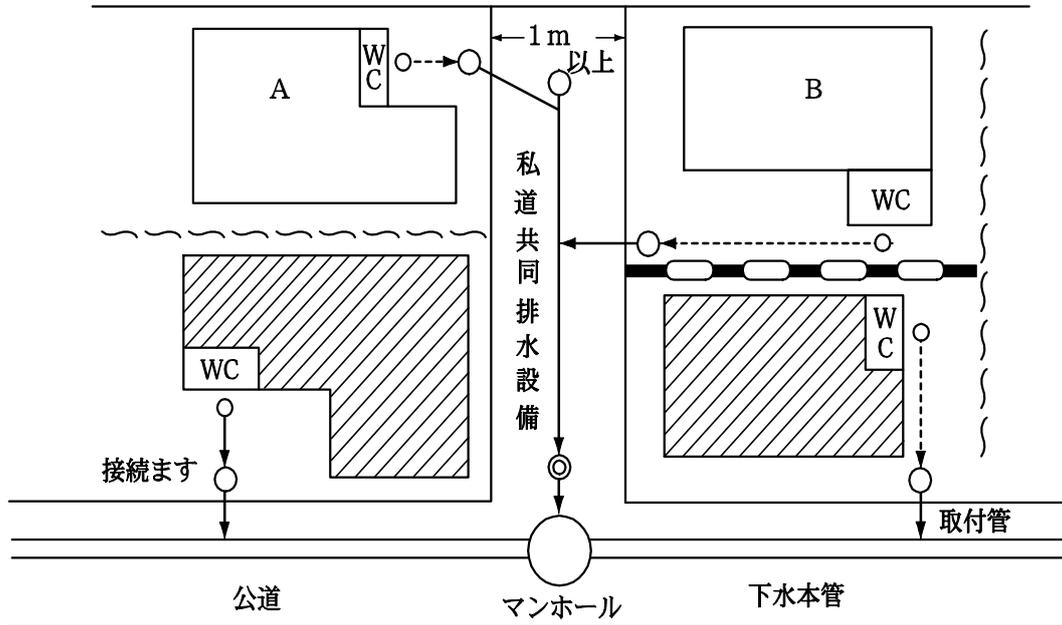
(例示)



(戸数の解釈)

第3条 要綱第3条第1項第5号に定める建築物が2戸以上とは、次の例示のとおりとする。

(例示)



建築物が2戸以上とは原則として公道部分に面した建築物を除いたA、Bの建築物の戸数をいう。

「A及びB」に訂正



対象戸数



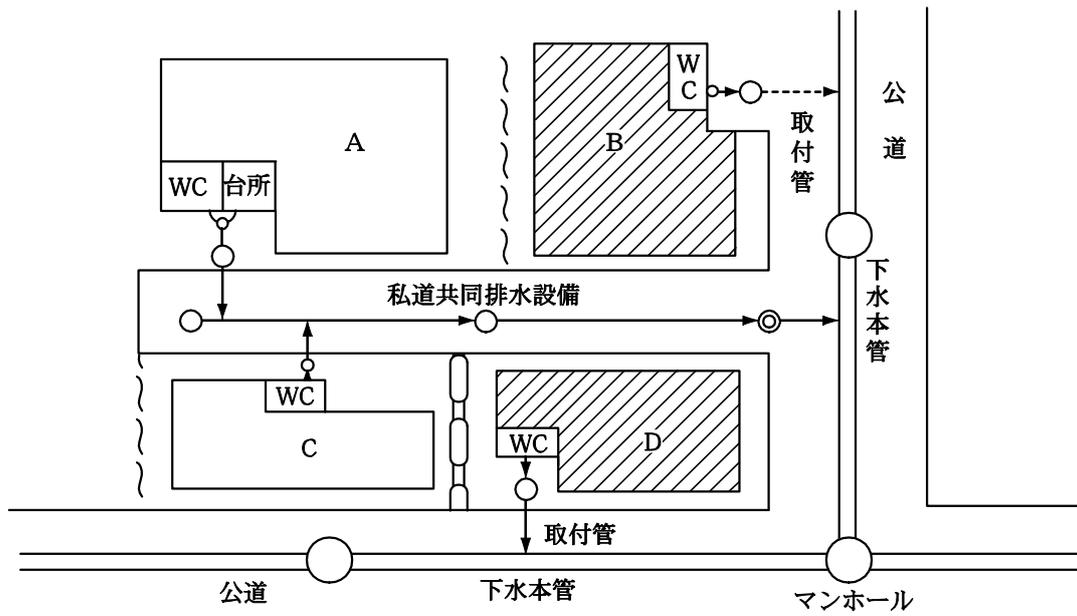
対象戸数から除く

2 前項に定める戸数の基準は次による。

(1) 戸数は棟数を単位とする。

(2) 公道部分に面した建築物については、その建築物の立地上その他からみて、水洗化改造工事に際し、公道部分に排水設備を設けるより、私道部分の方が明らかに合理的であると認められるときは、これを戸数に加えるものとする。

(例示)



B、C及びDの建築物はそれぞれ公道部分に面しているが、Cの建築物については私道部分に排水設備を設けた方が明らかに合理的であると認められるのでこの場合は戸数を2戸として算入する。

(特別の理由等)

第3条の2 要綱第3条第3項ただし書に規定する特別の理由は、公示後3年以内に私道の地権者による協議は行われたが、地権者全員の同意を得られず、申請に至らなかったものとする。

2 前項の協議とは、申請予定書（別記様式）を公示後3年以内に提出したものとする。

3 第1項に規定する特別の理由に該当する場合は、申請期限を公示後7年以内とし、要綱第4条第1項の「5分の4」を「2分の1」とする。

(助成対象)

第4条 要綱に規定する助成対象工事の施行に伴い、必要な仮設、道路の復旧及びその他のものとは次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 必要な仮設

ア 水替工

イ 土留工（原則として掘さく深1.5メートル以上とする。）

- ウ 仮排水工
- エ 覆がい工（特に必要と認めた場合）
- オ 電気仮設工（特に必要と認めた場合）

(2) 道路の復旧

私道の原型復旧までとする。

(3) その他のもの

- ア 土工事（硬質地盤、砂埋め等）
- イ 管基礎（軟弱地盤における管基礎補強工）
- ウ 仮復旧工（商店街又はこれに準ずる私道）
- エ 交通整理人（商店街又はこれに準ずる私道）

（助成金の交付申請）

第5条 要綱第5条第4号に定めるその他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 排水設備新設、増設及び改築計画確認申請書
- (2) 土地使用承諾書の写し
- (3) 私道部分の法務局備付公図の写し並びに私道及び私道に接する建築物の登記事項証明書の写し等

（私道共同排水設備委員会の設置）

第6条 私道共同排水設備敷設助成金交付に関する必要事項を審議するため、私道共同排水設備委員会を置く。

2 前項の私道共同排水設備委員会の組織等については、別に定める。

（工事の施行）

第7条 要綱第7条第1項ただし書で定める工事の規模により当該指定業者が施行することが困難な場合その業者の選定は、原則として公共下水道工事を施行した経験のある指定業者又は有資格業者とする。

2 要綱第7条第2項の規定にかかわらず工事の規模及び地下埋設物等の関係で、申請時にあらかじめ3月以上かかることが予想される工事については工期延長の理由書を添付して私道共同排水設備委員会の承認を得なければならない。

（工事の変更）

第8条 要綱第8条ただし書に規定する管理者が認める軽易な変更は、助成対象工事費が助成金の交付決定を受けた設計金額より減額となるもの及び助成金の交付決定を受けた設計金額の2パーセント以内で増額となるものとする。

（完了の届出）

第9条 要綱第9条の規定による工事完了届には次の書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 工事費精算書

- (2) 出来形図
- (3) 完成図
- (4) 工事写真

2 前項第4号に定める工事写真は、黒板に施行箇所、工種、形状、寸法、年月日、業者名、その他必要事項を明記して、次により撮影するものとする。

この場合において、当該撮影に際してはリボンテープ等を使用するものとする。

- (1) 現況及び完成（施工前及び施工後を同一方向から撮影する。）
- (2) 土工事（掘さく巾、深さ及び排水管径ごとに撮影する。）
- (3) 基礎工（各基礎の巾及び厚さ）
- (4) 敷設工（排水管径ごとの敷設断面、ますの設置状況及び支管の取付状況等）
- (5) ガス管又は水道管の移設又は切り回し（施工前及び施工後を同一方向から撮影する。）
- (6) 仮設工（水替工及び土留工等の状況）
- (7) 道路復旧工（巾及び厚さ）
- (8) 前各号以外に確認のできない工種

（完了の検査）

第10条 要綱第10条の規定による工事完了検査は工事完了届を受けた日から14日以内に各下水道事務所又は各下水道管理事務所が施工業者及び当該工事施工者の現場立会いのもと検査を行う。

- 2 前項の規定による検査の結果、工事が助成金交付の内容に適正でないと認められた場合は工事内容の手直しを命ずるものとする。
- 3 工事完了検査は別に定める私道共同排水設備敷設検査基準により検査を行うものとする。
- 4 工事完了検査後に、私道共同排水設備敷設助成金交付確定通知書及び完了検査済通知書を発行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この施行細則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この施行細則の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

川崎市私道内公共下水道整備要綱

22川上サ営第171号

平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、私道に公共下水道を整備し、もって水洗便所及び排水設備の普及促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において私道とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路及び同法施行前の道で道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路及び道をいう。

(対象)

第3条 公共下水道整備の対象となる私道は公共的性格を有し、かつ、宅地部分との区画が明確で道路側溝等の設置が可能なもので、公道に移管が困難な次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公道と公道を接続する幅員が2.7メートル以上の私道で技術的に公共下水道整備が可能なもの
- (2) 公道と公共施設を接続する幅員が4メートル以上の私道
- (3) 一端が公道に接続し幅員が4メートル以上、延長25メートル以上の私道
- (4) 旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）施行以前に造成された団地内の私道
- (5) その他上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるとき。

(条件)

第4条 前条の私道は次の各号の要件を備えていなければならない。

- (1) 当該私道が処理区域内又は近く処理区域の公示が予定される区域内にあること。
- (2) 当該私道に整備する公共下水道を利用する建築物が前条第1号、第2号及び第5号においては2戸以上、同3号においては5戸以上であること。
- (3) 利用者全員が公共下水道の整備を要望していること。
- (4) 公共下水道を整備する当該私道に、上下水道局が設定する地上権等の権利について地権者全員が承諾していること。
- (5) 分流地域においては私道内に雨水排水設備が整備されているか、整備の予定があること。
- (6) 当該私道の土地所有にかかわる訴訟などの紛争のないこと。
- (7) 当該私道へ公共下水道が整備された後、利用するすべての建築物が直ちに排水設備を公共下水道へ接続すること。

(調査依頼)

第5条 この要綱の適用を受けようとするもの(以下「依頼人」という。)は代表者を定め、私道内公共下水道整備調査依頼書(第1号様式)を提出しなければならない。

(調査結果による可否の決定)

第6条 管理者は、前条の規定による依頼書を受領したときは、必要な調査を行い、公共下水道整備の可否を決定し、私道内公共下水道整備調査回答書(第2号様式)により依頼人の代表者にその旨通知するものとする。

(申請)

第7条 私道へ公共下水道の整備が可能となった場合は、その代表者は私道内公共下水道整備申請書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 区分地上権設定承諾書(第4号様式)
- (2) 公共下水道接続施設設置工事申請書
- (3) 私有ガス管・水道管・排水設備の移設、切り回し及び撤去、改良等誓約書(第5号様式)
- (4) その他管理者が必要と認める書類

(申請の可否の決定)

第8条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、必要な調査を行い、公共下水道整備の可否を決定し、公共下水道整備工事決定通知書(第6号様式)により、代表者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 管理者は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により決定を受けたとき。
- (2) 管理者が付した条件又は管理者の指示に従わなかったとき。

(施設の帰属及び維持管理)

第10条 当該下水道の施設は、竣工検査完了後公共下水道として上下水道局に帰属し、その維持管理は上下水道局が行う。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

川崎市私道内公共下水道整備要綱施行細則

22川上サ営第172号
平成22年4月1日

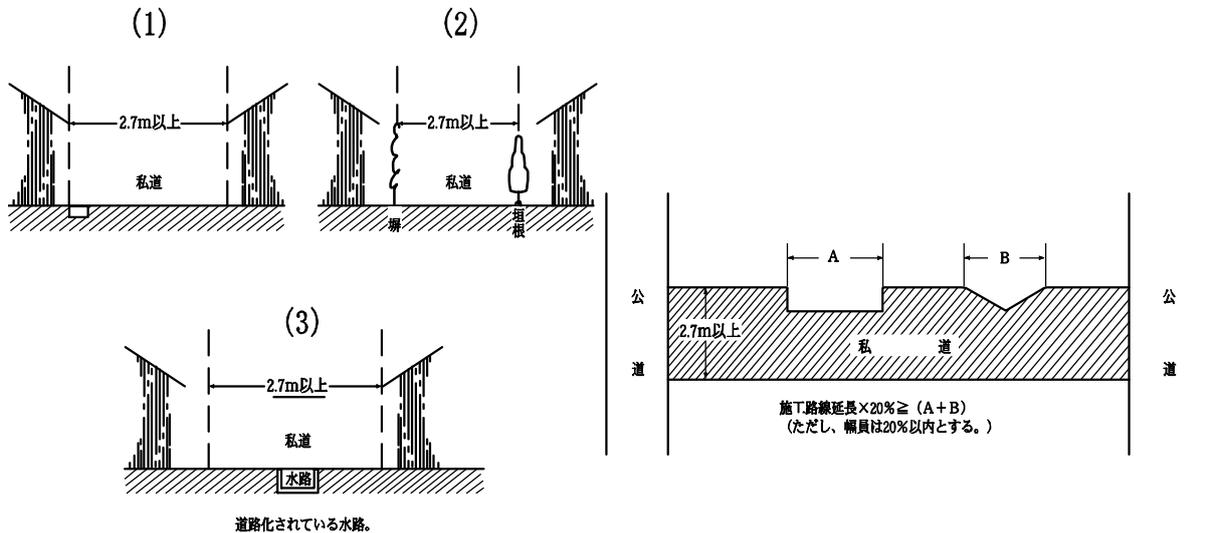
(目的)

第1条 この細則は、川崎市私道内公共下水道整備要綱（平成22年4月1日22川上サ営第171号。以下「要綱」という。）第11条に規定する要綱の施行に関し必要な事項を定める。

(幅員の解釈)

第2条 要綱第3条第1号から第3号までに定める私道の幅員については、次の例のとおりとする。

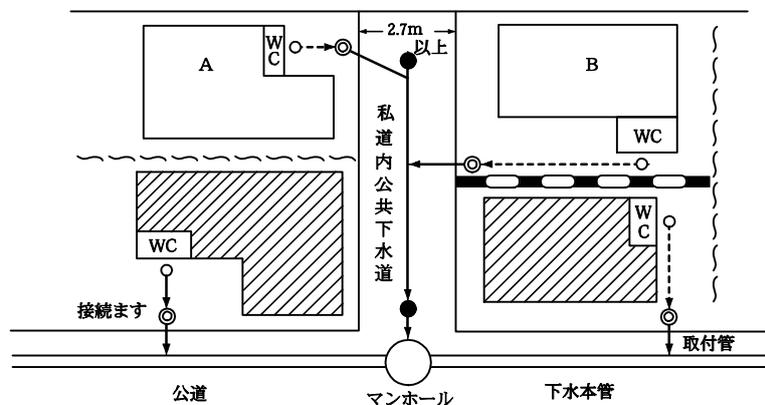
(例示)



(戸数の解釈)

第3条 要綱第4条第2号に定める建築物の戸数については、次の例示のとおりとする。

(例示)



建築物が2戸以上とは原則として公道部分に面した建築物を除いたA、Bの建築物の戸数をいう。

□ 対象戸数

▨ 対象戸数から除く

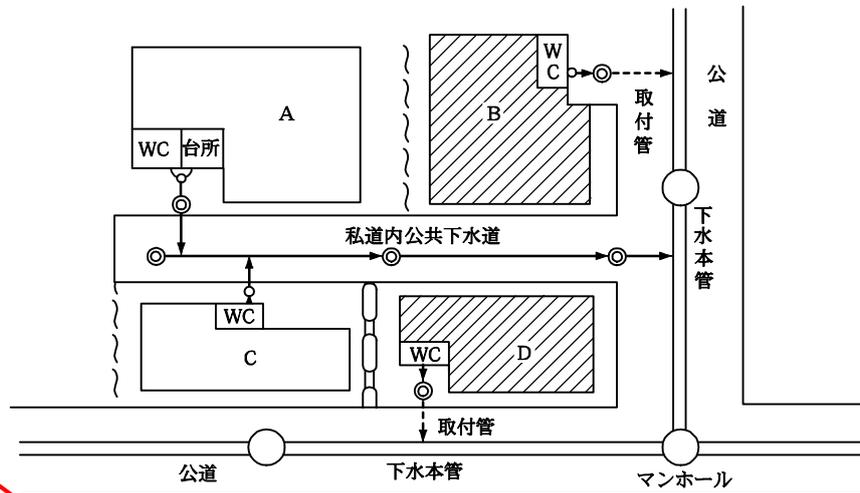
「A及びB」に訂正

2 前項に定める戸数の基準は次による。

(1) 戸数は棟数を単位とする。

(2) 公道部分に面した建築物については、その建築物の立地上その他からみて、水洗化改造工事に際し、公道部分に排水設備を設けるより、私道部分の方が明らかに合理的であると認められるときは、これを戸数に加えるものとする。

(例示)



B, C, Dの建築物はそれぞれ公道部分に面しているが、Cの建築物については私道部分に排水設備を設けた方が明らかに合理的であると認められるのでこの場合は戸数を2戸として算入する。

(条件)

第4条 要綱第4条第4号に定める上下水道局が設定する地上権等の権利とは、区分地上権及び区分地上権の設定が困難な場合における土地使用承諾をいう。

(申請)

第5条 前条に定める土地使用承諾の場合に、要綱第7条に基づき提出する私道内公共下水道整備申請書に添付する書類は、同条第1号から第4号までに掲げるもののうち、第1号の区分地上権設定承諾書に替え、土地使用承諾書(別記様式)とする。

2 要綱第7条第4号に定めるその他上下水道事業管理者が必要と認める書類とは、当該私道に権利(抵当権、地上権、貸借権、地役権等)を有する者の承諾書等をいう。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この施行細則の施行の日(以下「施行日」という。)前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

川崎市水洗化紛争の仲介等に関する要綱

〔22川上サ営第171号〕

平成22年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、本市の処理区域内における水洗化を行おうとする者（以下「改造者」という。）と当該水洗化に関し利害を有する土地又は建築物の所有者その他の利害関係者（以下「関係者」という。）との間の水洗化に係る紛争を解決するために、上下水道局が当該紛争に係る相談及び仲介並びにあっせん（以下「仲介等」という。）を行う場合に必要な事項を定め、改造者と関係者（以下「当事者」という。）による紛争の解決を図り、もって水洗化を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域をいう。
- （2）水洗化 くみ取便所の水洗便所への改造、既設のし尿浄化槽の廃止又は排水設備（私道共同排水設備を含む。）の設置をいう。

（仲介等の対象）

第3条 この要綱に基づく紛争の仲介等は、本市の処理区域内において水洗化を行うについて、次の各号に掲げる状態がある場合に行うものとする。

- （1）法第11条第1項の規定に基づき他人の土地に排水設備を設置し、又は他人の設置した排水設備を使用することについて、当事者間に紛争がある場合
- （2）水洗化に係る土地又は建築物の所有者と占有者との間に紛争がある場合
- （3）私道共同排水設備の設置について、改造者間の意見の調整がつかない場合又は当該私道の使用につき所有者等の承諾が得られない場合
- （4）水洗化に係る土地又は建築物の所有権等に関し紛争がある場合

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する紛争について訴訟等係争中のものは、同項の仲介等の対象としないものとする。

（仲介等の方法）

第4条 この要綱に基づく紛争の仲介等は、川崎市水洗化紛争相談員（以下「相談員」という。）による相談及び仲介並びに川崎市水洗化紛争あっせん委員（以下「あっせん委員」という。）によるあっせんの方法をもって行うものとする。

（相談及び仲介の申請等）

第5条 第3条の規定により仲介等の対象となる紛争がある場合において、当事者は、水洗化紛争相談及び仲介申請書（第1号様式）により上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に

相談及び仲介の申請をすることができる。

- 2 管理者は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る紛争についての相談及び仲介を相談員に行わせるものとする。

(相談及び仲介の実施)

第6条 相談員は、おおむね次の各号に定めるところにより、相談及び仲介を行うものとする。

- (1) 前条の申請を行った者の相談に応じ、紛争の当事者からの紛争内容等の事情聴取
- (2) 前号の事情聴取の結果に基づく、当事者による話合いの仲介
- (3) その他紛争の和解のために必要な助言

- 2 相談員は、前項の相談及び仲介の結果、当事者による和解が困難と認められる場合は、あっせん委員によるあっせんを受けるよう当事者を指導するものとする。

(あっせんの申請等)

第7条 第3条の規定により仲介等の対象となる紛争がある場合において、前条第1項の規定により相談員の行う相談及び仲介により当事者による和解が困難と認められるときその他特に当事者が希望するときは、当事者は、水洗化紛争あっせん申請書（第2号様式）により管理者にあっせんの申請をすることができる。

- 2 管理者は、前項の申請があった場合は、当該申請に係る紛争についてのあっせんをあっせん委員に行わせるものとする。

(あっせん日等の決定)

第8条 あっせんを行う日時、場所等は、前条第1項の申請を行った者（以下「申請者」という。）及び関係当事者の予定を考慮してあっせん委員が決定するものとする。

(あっせんの実施)

第9条 あっせんは、あっせん委員3人以上で行うものとする。

- 2 あっせん委員は、次の各号に定めるところにより、あっせんを行うものとする。

- (1) 紛争の当事者からの紛争内容等の事情聴取及び相談員その他参考人の意見の聴取
- (2) 紛争の当事者の要求、主張等の調整
- (3) 紛争の当事者に対する和解案の提示
- (4) その他紛争の和解のために必要な助言

- 3 前項のあっせんのための会議（以下「あっせん会議」という。）の運営方法は、この要綱に定めるもののほか、あっせん委員が協議して決定するものとする。

(和解の成立)

第10条 あっせん会議において当事者間の和解が成立した場合は、あっせん委員の立会いのうえ、当事者において和解書を作成するものとする。

- 2 申請者は、当事者において和解書を作成したときは、当該和解書の写しをあっせん委員を経由して管理者に提出しなければならない。

(和解の不成立)

第11条 あっせん会議において当事者間の和解の見込みがないと認める場合、あっせん委員は、

当該あっせんを終了させることができる。

- 2 あっせん委員は、前項の場合において必要と認めるときは、当該紛争の解決のために必要な助言を行うことができる。

(あっせんの記録及び報告)

第12条 あっせん委員は、あっせんを行った場合は、その経過及び内容を記録するとともに、管理者に報告しなければならない。

(あっせん委員の組織)

第13条 あっせん委員の定数は、5人以内とする。

- 2 あっせん委員は、弁護士、民事調停委員、不動産鑑定士等あっせんに必要な知識及び経験を有する者のうちから管理者が委嘱する。

(あっせん委員の職務)

第14条 あっせん委員は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 第9条第2項に規定するあっせんに関すること。
- (2) 第11条第2項に規定する助言に関すること。
- (3) 第6条に規定する相談及び仲介の実施方法等について意見を述べること。

(あっせん委員の任期)

第15条 あっせん委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(あっせん委員の禁止事項等)

第16条 あっせん委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

- 2 あっせん委員は、自己に利害関係がある紛争については、その紛争の仲介等に関与できない。

(庶務)

第17条 この要綱に基づく紛争の仲介等に係る庶務は、上下水道局サービス推進部営業課において処理する。

(委任)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた申請その他の行為で、施行日において管理者が処理することとなる事務に係るものは、施行日以降においては、管理者が行った処分その他の行為又は管理者に対して行われた申請その他の行為とみなす。

ディスポーザーの取扱いに関する要綱

22川上下管第37号

平成22年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市下水道条例施行規程（平成22年水道局規程第59号）第13条に基づき、厨芥を粉砕して下水に排除する設備（以下「ディスポーザー」という。）の設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム ディスポーザーと破砕された生ごみを排水・処理し汚濁負荷を低減する排水処理部から構成されるディスポーザー排水処理システムのうち、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく配管設備として旧建設大臣が認定したもの、社団法人日本下水道協会下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準（案）（以下「性能基準（案）」という。）平成13年3月又は性能基準（案）平成16年3月に基づく評価機関による適合評価を受けたものをいう。
- (2) 生物処理タイプ ディスポーザー排水と台所排水を専用排水管で処理槽へ導き、生物処理した処理水を公共下水道へ排出するタイプをいう。
- (3) 機械処理タイプ ディスポーザー排水と台所排水を機械的な装置によって固液分離し、処理水のみを公共下水道へ排出するタイプをいう。
- (4) 利用者 システムを使用して下水を排除し、維持管理に関して最終的に責任を負う者であり、戸建住宅の所有者若しくは貸借人、賃貸集合住宅の所有者又は分譲集合住宅の所有者若しくは管理組合等の代表者をいう。

(設置の基準)

第3条 設置できるディスポーザーは、次の各号に定めるものでなければならない。

- (1) システムのうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が設置を認めたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、管理者が設置について適当であると判断したもの

2 前項で規定するシステムのうち、厨芥を粉砕するディスポーザーの部位のみでの設置、又は配管等の改造をしてはならない。

(排水設備としての適用)

第4条 前条のシステムは、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第3項及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第8条に適合する排水設備とする。また、排水設備の固着等については、川崎市下水道条例（昭和36年条例第18号）第4条及び川崎市下水道条例

施行規程第3条の各号に適合するものとする。

(提出書類)

第5条 第3条の規定によるシステムのうち生物処理タイプを設置しようとする者は、排水設備等の計画確認申請を行う際に、川崎市下水道条例施行規程第6条第1項に定める添付図書に加え、資料-1に掲げる図書を提出しなければならない。確認を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 第3条の規定によるシステムのうち機械処理タイプを設置した者は、利用者届出書を提出しなければならない。

3 第1項によりがたい場合は、前項を準用する。

(維持管理に関する指導)

第6条 利用者及び専門の維持管理業者はシステムの維持管理にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) システムのうち生物処理タイプの維持管理について、利用者は専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。

(2) システムのうち機械処理タイプの維持管理について、利用者は1年に1回以上の専門の維持管理業者の保守点検を実施すること。

(3) 専門の維持管理業者は、第1号又は第2号による保守点検等を実施した場合は、その旨を管理者へ報告しなければならない。

(4) 利用者はシステムの維持管理状況を明らかにするため、システムのうち生物処理タイプについては、前条に規定する点検、清掃、検査記録簿を備え、システムのうち機械処理タイプについては、保守点検記録簿を備えること。なお、利用者は管理者が必要と認めた場合はこれらの書類を提出しなければならない。

(5) 利用者はシステムの取扱いに基づき、適正な維持管理の実施、又は改善等の指導に従うこと。

(6) 利用者は生物処理タイプのシステムから発生する汚泥の引き抜き・運搬・処理・処分、及び関連設備の設置等については、環境局と協議すること。

(システム製造販売会社に対する指導)

第7条 管理者は、システムの製造、及び販売会社に対し、次の事項について指導を行うことができる。

(1) システムの販売にあたり、利用者に対し、システムは専門の維持管理業者との業務委託契約による維持管理が必要である旨を説明し理解を得ること。

(2) 管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

資料－ 1

排水設備計画確認申請書添付図書一覧 【ディスポーザー排水処理システム（生物処理タイプ）】

1 認定書（写）又は適合評価書（写）

建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき配管設備として認定したシステムであることの証書又は性能基準（案）に基づく第三者の評価機関による性能基準に適合している旨の評価を受けた適合評価書

2 仕様書（写）

ディスポーザー及び排水処理槽の構造及び性能を示す図書類並びにそれらの規模を算定した設計諸元

（1）装置の概要

ア システムのフロー

イ 設計概要

（ア）処理槽の流入水質

（イ）処理水の目標水質

（ウ）各単位装置の概要

（2）排水処理槽容量計算書

ア 設計条件

（ア）処理対象人員の算定

（イ）計画流入水量の算定

イ 容量計算結果（必要容量及び設計容量）

（3）構造図

排水処理槽の平面図及び断面図（各槽の名称及び寸法を明記）

3 設計図面

システムに関する給排水設備図（給排水配管系統を建築平面図及び断面図に示したもので、排水系統については、次の表のとおり色分けして明記する。）

系統	色
合流	緑
汚水	橙
雨水	青
ディスポーザー	赤

4 維持管理業務委託契約書（写）

排水処理槽、汚泥引抜等システムの性能確保に必要な維持管理が適切に行われることを確認できる

契約書又は契約確約書（**作成要領－1** 参照。申請時に利用者が確定しない場合は、**第1号様式**により維持管理業務委託契約等確約書を提出する。）

5 維持管理計画書

システムの保守点検及び処理水水質検査等の維持管理に係わる計画書並びに点検、清掃及び検査結果を記録する様式（**作成要領－2** 参照）

- （1）維持管理体制（連絡先を明記したフロー等）
- （2）保守点検項目及び頻度
- （3）水質点検項目及び頻度
- （4）点検、清掃及び検査結果の記録簿様式

6 利用者承継確約書

利用者がシステムを有する建築物の譲渡を行う場合に、譲渡を受ける者に対し、当該システムの適正な維持管理などを行う地位を承継することを管理者に確約するもの（**第2号様式**参照）

7 その他管理者が必要と認める図書

第1号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所
氏名
(電話)

維持管理業務委託契約等確約書

下記の建築物に設置するディスポーザー排水処理システムの維持管理業務委託契約について、下記のとおり確約いたします。

記

1 建築物の概要 (名称、住所、戸数、階数等)

2 設置するシステム

名 称

認定又は評価番号等

認定又は評価を受けたメーカー

〔 旧建設大臣認定又は適合評価を受けた
システムの名称 〕

3 維持管理業務委託契約等について

当該システムの利用者が確定し次第、利用者と 社 (維持管理業者名) との間で、すみやかに維持管理業務委託契約を締結し、次の書類を提出させることを確約します。

(1) 維持管理業務委託契約書 (写)

(2) 利用者届出書 (第3号様式)

第2号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

申請者 住所
氏名
(電話)

利用者承継確約書

下記の建築物に設置するディスポーザー排水処理システムの利用者承継について、下記のとおり確約いたします。

記

1 建築物の概要 (名称、住所、戸数、階数等)

2 設置するシステム

名

称

認定又は評価番号等

認定又は評価を受けたメーカー

〔 旧建設大臣認定又は適合評価を受けた
システムの名称 〕

3 利用者承継について

将来、利用者に変更が生じた場合、新たな利用者に対して、維持管理業務委託契約書に基づき、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継します。

第3号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

利用者 住所
(申請者と利用者が異なる場合) 氏名
(電話)

利用者届出書

下記の建築物に設置するディスポーザー排水処理システムを利用することについて、下記のとおり確約いたします。

記

1 建築物の概要 (名称、住所、戸数、階数等)

2 設置するシステム

名

称

認定又は評価番号等

認定又は評価を受けたメーカー

〔 旧建設大臣認定又は適合評価を受けた
システムの名称 〕

3 利用者承継について

将来、利用者に変更が生じた場合、新たな利用者に対して、維持管理業務委託契約書に基づき、当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継します。

第4号様式

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

下記の利用者届出書について、利用者から委任されたので提出します。

販売者 住所
氏名 印
(電話)

利用者届出書
(機械処理タイプ)

下記のとおりディスポーザー排水処理システムを設置し、利用することを届け出ます。

利 用 者 氏 名		
利 用 建 築 物 の 住 所		
利 用 者 連 絡 先 電 話 番 号		
設置するシステム	メーカ名	
	型 式	
	適合評価番号	

利用者承継等について

将来、利用者に変更が生じた場合、新たな利用者に対して、当該システムの適切な維持管理を行い、さらに、年1回以上の保守点検を行うことの地位を承継します。

また、本用紙を販売者に委任し上下水道事業管理者へ届けることを承諾します。さらに、年1回以上の保守点検を実施した場合に、その報告を維持管理業者に委任し上下水道事業管理者へ届けることを承諾し、その地位を承継します。

利用者氏名 印

第5号様式

保守点検報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市上下水道事業管理者

維持管理業者 会社名

代表者名

印

所在地

電話番号

ディスポーザー排水処理システムの保守点検を実施しましたので、報告します。

利用者氏名	印 上記維持管理業者に保守点検の報告することを委任します。
利用者住所	川崎市 区 (マンション名:)
件名及び型式	
保守点検日	年 月 日
備考	

備考には点検にて措置した事項を記入してください。

提出先 上下水道局下水道部管路課維持管理担当

(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地)

《この報告書は維持管理業者が郵送又は持参してください。》

(記載内容例)

維持管理契約書

- 1 契約年月日
- 2 設置年月日
- 3 契約者名
 - (1) 施主 (甲)
 - ア 住所
 - イ 氏名
 - (2) 維持管理契約会社 (乙)
 - (3) 維持管理実施会社 (丙)

(乙が維持管理の全部又は一部を丙に委託して実施する場合)
- 4 「乙 (丙) は維持管理契約に基づき、契約要項及び約定のとおり維持管理を行う。」旨の記載
- 5 契約要項
 - (1) 対象機器
 - (2) 設置場所
 - ア 住所
 - イ 利用者
 - ウ 連絡先
 - (3) 維持管理業務内容
 - ア 契約内業務
 - (ア) 点検
 - (イ) 整備
 - (ウ) 清掃
 - (エ) 汚泥引抜
 - (オ) その他
 - イ 契約外業務
 - (ア) 故障修理
 - (イ) 消耗品交換
 - (ウ) その他
 - (4) 維持管理頻度
 - ア 点検 回／月
 - イ 清掃 回／年
 - ウ 水質管理 回／年
 - (5) 契約期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(6) 契約料金 円／年

(7) 支払条件

ア 支払期日

イ 条件

6 約定

(1) 契約の目的及び維持管理の定義

(2) 契約に含まれない維持管理業務内容

(3) 汚泥の処理及び処分について

(4) 遵守事項

(5) 作業の実施及び回数

(6) 料金の支払い及び電源等の提供

(7) 義務及び責任

(8) 契約の解除、更新及び第三者への譲渡

(9) 有効期間及び協議事項

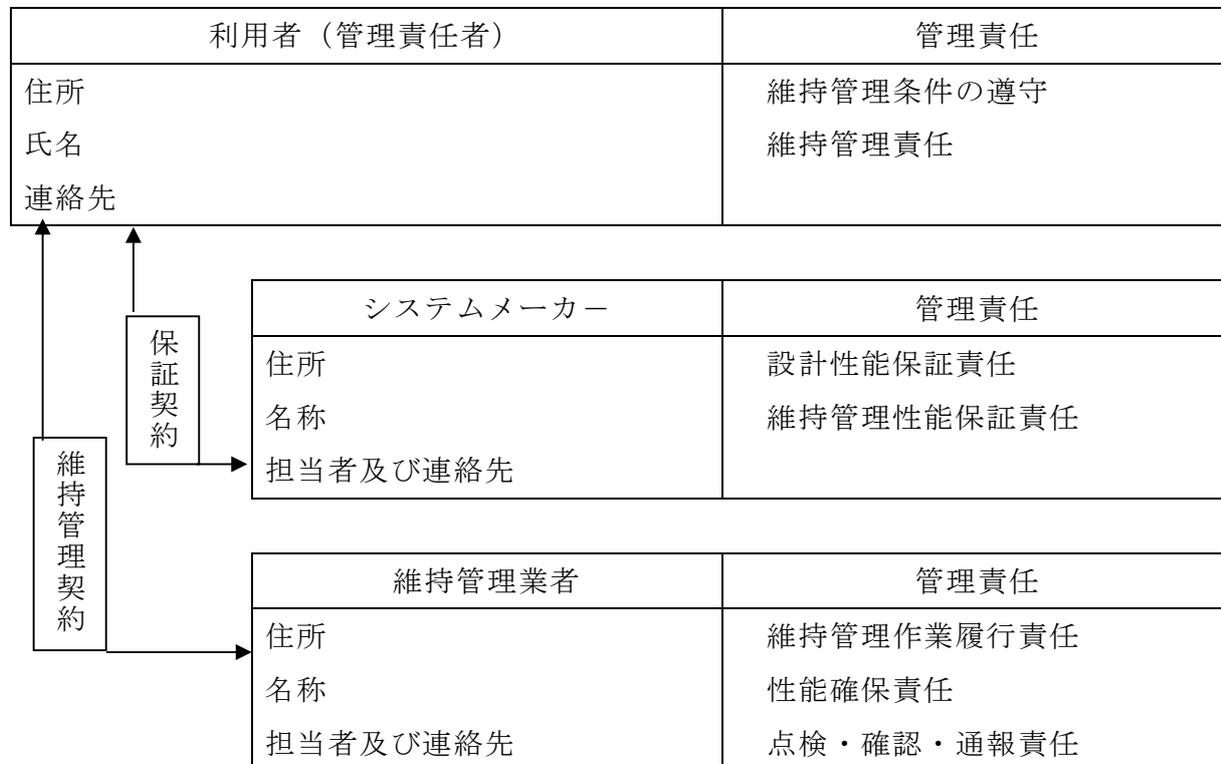
(10) その他

必要に応じて追加・削除すること。

(記載内容例)

維持管理計画書

1 維持管理体制



2 保守点検項目

(1) 保守及び水質点検項目 別紙－ のとおり

(2) 維持管理頻度

粉砕装置部	配管系統部	処理槽部
機器の点検整備 (回／年)	配管内の点検 (回／年) 清掃 (回／年)	定期点検 (回／年) 水質検査 (回／年) 汚泥引抜 (m ³ ／回 回／年)

3 保守点検記録簿

(1) 使用開始直前保守点検記録表 別紙－ のとおり

(2) 保守点検記録表 別紙－ のとおり

水質汚濁防止法（抄）

昭和45年12月25日
法律第138号

最近改正 平成22年5月10日法律第31号

（目的）

第1条 この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条

- 2** この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。
- カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質を含むこと。
 - 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- 3** この法律において「指定地域特定施設」とは、第4条の2第1項に規定する指定水域の水質にとって前項第2号に規定する程度の汚水又は廃液を排出する施設として政令で定める施設で同条第1項に規定する指定地域に設置されるものをいう。
- 4** この法律において「貯油施設等」とは、重油その他の政令で定める油（以下単に「油」という。）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設（特定施設を除く。）で政令で定めるものをいう。
- 5** この法律において「排出水」とは、特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- 6** この法律において「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。
- 7** この法律において「特定地下浸透水」とは、第2項第1号に規定する物質（以下「有害物質」という。）を、その施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設（指定地域特定施設を除く。以下「有害物質使用特定施設」という。）を設置する特定事業場（以下「有害物質使用特定事業場」という。）から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等（これを処理したものを含む。）を含むものをいう。

8 この法律において「生活排水」とは、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）をいう。

（排水基準）

第3条 排水基準は、排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

（排水の排出の制限）

第12条 排水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはならない。

（特定地下浸透水の浸透の制限）

第12条の3 有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、第8条の環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させてはならない。

（事故時の措置）

第14条の2 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は油を含む水が当該特定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質又は油を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。

（事業者の責務）

第14条の4 事業者は、この章に規定する排水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならない。

ダイオキシン類対策特別措置法（抄）

平成11年7月16日
法律第105号

最近改正 平成22年5月19日法律第34号

（目的）

第1条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「ダイオキシン類」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ポリ塩化ジベンゾフラン
- (2) ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン
- (3) コプラナーポリ塩化ビフェニル

2 この法律において「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であつて、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

4 この法律において「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に排出される水をいう。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って発生するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等をするために必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施するダイオキシン類による環境の汚染の防止又はその除去等に関する施策に協力しなければならない。

(排出基準)

第8条 ダイオキシン類の排出基準は、特定施設に係る排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、特定施設の種類及び構造に応じて、環境省令で定める。

(排出の制限)

第20条 排出ガスを排出し、又は排水を排出する者（以下「排出者」という。）は、当該排出ガス又は排水に含まれるダイオキシン類の量が、大気基準適用施設にあつては排出ガスの排出口、水質基準対象施設にあつては当該水質基準対象施設を設置している水質基準適用事業場の排水口において、排出基準に適合しない排出ガス又は排水を排出してはならない。

(事故時の措置)

第23条 特定施設を設置している者は、特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない。

2 前項の場合には、同項に規定する者は、直ちに、その事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（抄）

平成11年12月24日

条例第50号

最近改正 平成22年3月26日条例第9号

（排水の規制基準）

第45条 排水に関する規制基準は、次に掲げる事項について、規則で定める。

2 事業者は、前項の規制基準を遵守しなければならない。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（抄）

平成12年12月1日

規則第128号

最近改正 平成22年7月16日規則第70号

（排水の規制基準）

第42条 条例第45条第1項の規制基準は、別表第11及び別表第12のとおりとする。

別表第11

排水の規制基準（排水指定物質）

排水指定物質の種類	新設の事業所の場合	新設の事業所以外の事業所の場合
ダイオキシン類	1リットルにつき 10ピコグラム	1リットルにつき 10ピコグラム
ニッケル及びその化合物	1リットルにつきニッケルと して1ミリグラム	1リットルにつきニッケルと して1ミリグラム

別表第12

排水の規制基準（水の汚染状態を示す項目）

臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含まないこと。
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

昭和45年12月25日
法律第137号

最近改正 平成22年5月19日法律第34号

（投棄禁止）

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

建築基準法（抄）

昭和25年5月24日
法律第201号

最近改正 平成20年5月23日法律第40号

（建築物の建築等に関する申請及び確認）

第6条 建築主は、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第1号から第3号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第1号から第3号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第4号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

（建築物に関する完了検査）

第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の確認を申請しなければならない。

2～4（省略）

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、当該

建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(敷地の衛生及び安全)

第19条 建築物の敷地は、これに接する道の境より高くなければならず、建築物の地盤面は、これに接する周囲の土地より高くなければならない。ただし、敷地内の排水に支障がない場合又は建築物の用途により防湿の必要がない場合においては、この限りでない。

2 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地又はごみその他これに類する物で埋め立てられた土地に建築物を建築する場合においては、盛土、地盤の改良その他衛生上又は安全上必要な措置を講じなければならない。

3 建築物の敷地には、雨水及び汚水を排出し、又は処理するための適当な下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設をしなければならない。

4 建築物ががけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならない。

(便所)

第31条 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（汚水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、し尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

建築基準法施行令（抄）

昭和25年11月16日

政令第338号

最近改正 平成20年10月31日政令第338号

第2節の2 建築基準関係規定

（建築基準関係規定）

第9条 法第6条第1項（法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める規定は、次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で建築物の敷地、構造又は建築設備に係るものとする。

1～7（省略）

8 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項及び第3項並びに第30条第1項

9～16（省略）

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
- (2) 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
- (3) 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機のかご（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、かご及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
- (4) 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
- (5) 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
- (6) 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3千平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
- (7) 給水管、配電管その他の管が、第112条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の

隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。

- イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
- ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
- ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（第112条第1項から第4項まで、同条第5項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第8項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第13項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第113条第1項の防火壁にあっては1時間、第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあっては45分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となるき裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。

(8) 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。

2 (省略)

3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
- (2) 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
- (3) 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
- (4) 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の 構造方法を定める件（抄）

昭和50年12月20日
建設省告示第1597号

最近改正 平成22年3月29日国土交通省告示第243号

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項第6号及び第3項第5号の規定に基づき、建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備を安全上及び衛生上支障のない構造とするための構造方法を次のように定める。

第1 （省略）

第2 排水のための配管設備の構造は、次に定めるところによらなければならない。

1 排水管

イ 掃除口を設ける等保守点検を容易に行うことができる構造とすること。

ロ 次に掲げる管に直接連結しないこと。

- (1) 冷蔵庫、水飲器その他これらに類する機器の排水管
- (2) 滅菌器、消毒器その他これらに類する機器の排水管
- (3) 給水ポンプ、空気調和機その他これらに類する機器の排水管
- (4) 給水タンク等の水抜管及びオーバーフロー管

ハ 雨水排水立て管は、汚水排水管若しくは通気管と兼用し、又はこれらの管に連結しないこと。

2 排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。以下この号において同じ。）

イ 通気のための装置以外の部分から臭気が洩れない構造とすること。

ロ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置にマンホール（直径60センチメートル以上の円が内接することができるものに限る。）を設けること。ただし、外部から内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる小規模な排水槽にあってはこの限りでない。

ハ 排水槽の底に吸い込みピットを設ける等保守点検がしやすい構造とすること。

ニ 排水槽の底の勾配は吸い込みピットに向かって15分の1以上10分の1以下とする等内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる構造とすること。

ホ 通気のための装置を設け、かつ、当該装置は、直接外気に衛生上有効に開放すること。

3 排水トラップ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。）

イ 雨水排水管（雨水排水立て管を除く。）を汚水排水のための配管設備に連結する場合にお

いては、当該雨水排水管に排水トラップを設けること。

ロ 二重トラップとならないように設けること。

ハ 汚水に含まれる汚物等が付着し、又は沈殿しない措置を講ずること。ただし、阻集器を兼ねる排水トラップについては、この限りでない。

ニ 排水トラップの深さ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）は、5センチメートル以上10センチメートル以下（阻集器を兼ねる排水トラップにあっては、5センチメートル以上）とすること。

ホ 容易に掃除ができる措置を講ずること。

4 阻集器

イ 汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれがある物を含む場合においては、有効な位置に阻集器を設けること。

ロ 汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離することができる構造とすること。

ハ 容易に掃除ができる構造とすること。

5 通気管

イ 排水トラップの封水部に加わる排水管内の圧力と大気圧との差によって排水トラップが破封しないように有効に設けること。

ロ 汚水の流入により通気が妨げられないようにすること。

ハ 直接外気に衛生上有効に開放すること。ただし、配管内の空気が屋内に洩れることを防止する装置が設けられている場合にあつては、この限りでない。

6 （省略）

第3 適用の特例

建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第1（い）欄に掲げる用途以外の用途に供する建築物で、階数が2以下で、かつ、延べ面積が500平方メートル以下のものに設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備については、第1（第1号口を除く。）並びに第2第3号イ及び第4号の規定は、適用しない。ただし、2以上の建築物（延べ面積の合計が500平方メートル以下である場合を除く。）に対して飲料水を供給するための給水タンク等又は有効容量が5立方メートルを超える給水タンク等については、第1第2号の規定の適用があるものとする。

消防法施行規則（抄）

昭和36年4月1日
自治省令第6号

最近改正 平成22年8月26日総務省令第85号

第17条 防火対象物の道路の用に供される部分又は駐車^{（イ）}の用に供される部分に設置する水噴霧消火設備の噴霧の噴霧ヘッドの個数及び配置は、次の各号に定めるところによらなければならない。

1～3（省略）

4 道路の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

1 道路には、排水溝に向かって有効に排水できる勾配をつけること。

2 道路の中央又は路端には、排水溝を設けること。

3 排水溝は、長さ40m以内ごとに1個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。

4 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。

5 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有すること。

5 駐車^{（ロ）}の用に供される部分に設ける排水設備は、次の各号に定めるところにより設けなければならない。

1 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かって2/100以上の勾配をつけること。

2 車両が駐車する場所には、車路に接する部分を除き、高さ10cm以上の区画境界堤を設けること。

3 消火ピットは、油分離装置付とし、火災危険の少ない場所に設けること。

4 車路の中央又は両側には、排水溝を設けること。

5 排水溝は、長さ40m以内ごとに1個の集水管を設け、消火ピットに連結すること。

6 排水溝及び集水管は、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及び勾配を有すること。

（以下省略）

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）

昭和45年4月14日

法律第20号

最近改正 平成18年6月2日法律第50号

（目的）

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（建築物環境衛生管理基準）

第4条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従って当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従って当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）

昭和45年10月12日

政令第304号

最近改正 平成16年3月19日政令第46号

（特定建築物）

第1条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める建築物は、次の各号に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のものとする。

- (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- (2) 店舗又は事務所
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校以外の学校（研修所を含む。）
- (4) 旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第2条 法第4条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。(2)において同じ。)を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給すること。

1 浮遊粉じんの量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
2 一酸化炭素の含有率	100万分の10（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあっては、厚生労働省令で定める数値）以下
3 二酸化炭素の含有率	100万分の1,000以下
4 温度	1 17度以上28度以下 2 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
5 相対湿度	40パーセント以上70パーセント以下
6 気流	0.5メートル毎秒以下
7 ホルムアルデヒドの量	空気1立方メートルにつき0.1ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給することができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第1号から第3号まで、第6号及び第7号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。

(2) 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

3 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。

イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。

ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）

昭和46年1月21日

厚生省令第2号

最近改正 平成22年4月22日厚生労働省令第66号

（排水に関する設備の掃除等）

- 第4条の3** 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（次項において「特定建築物維持管理権原者」という。）は、排水に関する設備の掃除を、6月以内ごとに1回、定期的に、行わなければならない。
- 2** 特定建築物維持管理権原者は、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、排水に関する設備の補修、掃除その他当該設備の維持管理に努めなければならない。